

第5章 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

第5章では、健康で快適に暮らせる生活環境の形成に向けた取組について掲載しています。大気や水、土壌環境などを常に監視し、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- きれいな空気・良好な水環境・安全な土壌・静かな居住環境などが守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、誇りを持って次の世代に継承することができる美しいまち並みと景観の保全が進んだ社会。

◆指標

指標項目	計画策定時 (平成 28 (2016) 年度)	最終年度目標値 (令和 4 (2022) 年度)	進捗 (平成 30 (2018) 年度)
景観計画による 規制・誘導が行わ れている市町村 数	23 市町村 (平成 28 (2016) 年度)	30 市町村 (令和 4 (2022) 年度)	○ 26 市町村 (平成 30 (2018) 年度)
環境基準の達成率 〔大気、水、 ダイオキシン (DXN) 類、騒音〕	大気(SPM、NO ₂ : 100%) 水質(BOD、COD : 85.6%) DXN 類(大気、公共用水域水質、 公共用水域底質、 地下水、土壌 : 100%) 騒音(航空機 80.0%、 新幹線 68.9%、 自動車 95.8%) (平成 28 (2016) 年度)	環境基準の達成率 向上・達成維持を図る (令和 4 (2022) 年度)	○ 大気(SPM、NO ₂ : 100%) 水質(BOD、COD : 76.1%) DXN 類(大気、公共用水域水質、 公共用水域底質、 地下水、土壌 : 100%) 騒音(航空機 82.6%、 新幹線 68.2%、 自動車 95.9%) (平成 30 (2018) 年度)

※進捗状況凡例； ◎ 目標値達成、○ 向上、△ 横ばい、▽ 後退

第1節 健康で快適に暮らせる生活環境の確保のための総合的な対策

〔環境基本法、公害紛争処理法、福岡県公害紛争処理条例、 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律〕

本県では、公害防止計画の策定、環境保全協定の締結等を行い、環境保全・公害防止対策を講じるとともに、公害に係る紛争については、福岡県公害審査会を設置し、紛争の解決を図っています。

1 公害対策

(1) 公害防止計画

【環境保全課】

【環境基本法】

公害防止計画は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難である地域等について、知事が策定する計画です。

現在、全国 18 都府県 21 地域において策定されており、本県では、北九州地域（北九州市）、大牟田地域（大牟田市）及び福岡地域（福岡市）において公害防止計画を策定しています。

ア 北九州地域公害防止計画

北九州地域については、昭和 47（1972）年度に公害防止計画の策定指示を受け、以後 8 期 39 年にわたり公害防止計画を策定し、各種公害防止施策を講じてきました。

その結果、地域の環境は全般的に改善しましたが、水質汚濁対策など引き続き総合的な対策を講じる必要があるとの判断から、平成 23（2011）年度に新たな公害防止計画を策定しました。

イ 大牟田地域公害防止計画

大牟田地域については、昭和 48（1973）年度に公害防止計画の策定指示を受け、以後 8 期 38 年にわたり公害防止計画を策定し、各種公害防止施策を講じてきました。

その結果、地域の環境は全般的に改善しましたが、河川の水質汚濁対策など引き続き総合的な対策を講じる必要があるとの判断から、平成 23（2011）年度に新たな公害防止計画を策定しました。

ウ 福岡地域公害防止計画

福岡地域については、平成 15（2003）年度に公害防止計画の策定指示を受け、以後 2 期 8 年にわたり公害防止計画を策定し、各種公害防止施策を講じてきました。

その結果、地域の環境は全般的に改善しましたが、博多湾海域の水質汚濁対策など引き続き総合的な対策を講じる必要があるとの判断から、23（2011）年度に新たな公害防止計画を策定しました。

各地域の計画の概要

地域	計画期間	主要課題
北九州	平成23年度 ～ 令和2年度	・響灘及び周防灘並びに豊前地先海域の水質汚濁対策 ・洞海湾（川代泊地）のダイオキシン類汚染対策
大牟田	平成23年度 ～ 令和2年度	・河川の水質汚濁対策 ・農用地土壌汚染対策
福岡	平成23年度 ～ 令和2年度	・博多湾海域の水質汚濁対策

(2) 公害紛争処理・公害苦情処理

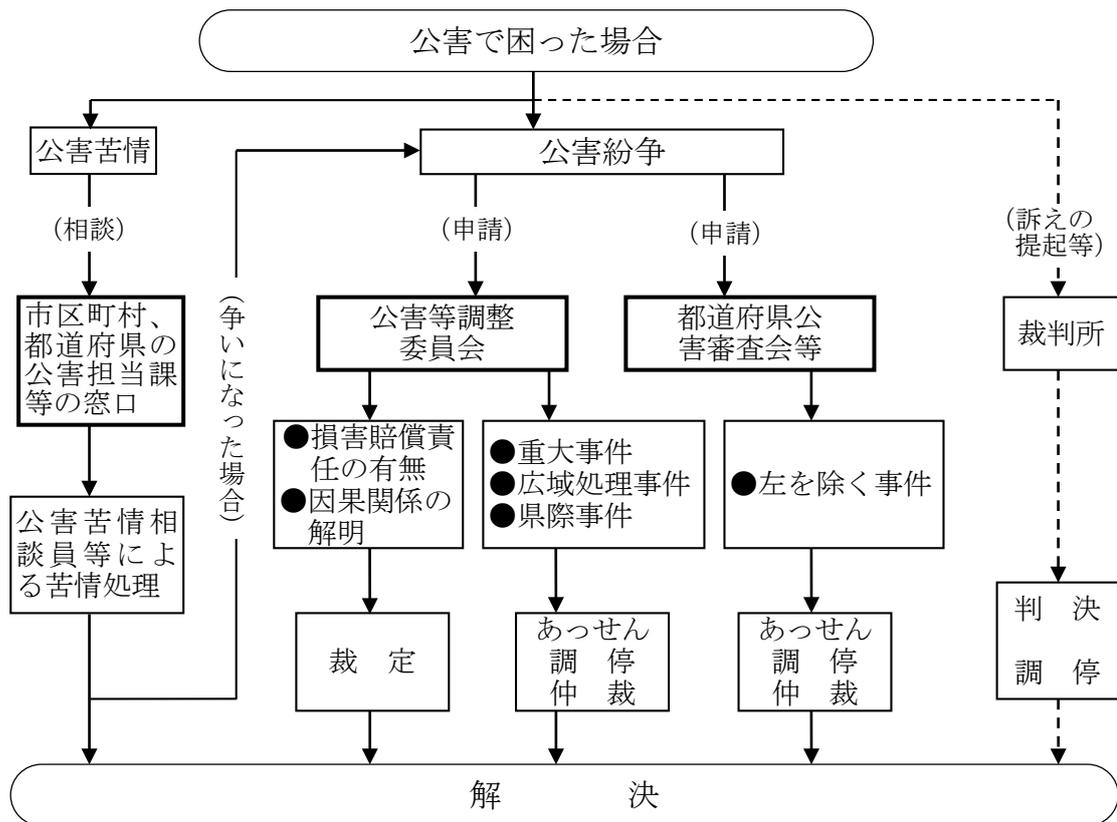
【公害紛争処理法、福岡県公害紛争処理条例】

ア 公害紛争処理

【自然環境課】

本県では、公害に係る紛争について、司法的な解決とは別に迅速かつ適正な解決を図る附属機関として福岡県公害審査会を設置しています。

審査会は、15名の委員で構成され、審査会会長の指名によって選任された委員が、あっせん、調停及び仲裁の手続により公害紛争の解決を図るものであり、平成 31（2019）年 3 月までに本審査会で取り扱った事件は、あっせん 1 件、調停 22 件及び仲裁 1 件となっています。



イ 公害苦情処理

【環境保全課】

本県では、県内における公害苦情を統計的に把握するため、公害苦情件数等の調査を実施しています。

平成30(2018)年度に県内市町村及び県保健福祉環境事務所の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情総件数は2,950件で、前年度と比べ11件減少し、約0.4%の減少となっています。

公害に対する苦情は、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭)に係るものと、典型7公害以外の日照、電波障害、廃棄物の不法投棄等に係るものに分けられます。

(7) 種類別苦情件数

典型7公害の苦情は、大気汚染が最も多く、典型7公害以外の苦情では廃棄物投棄に関する苦情が最も多くなっています。

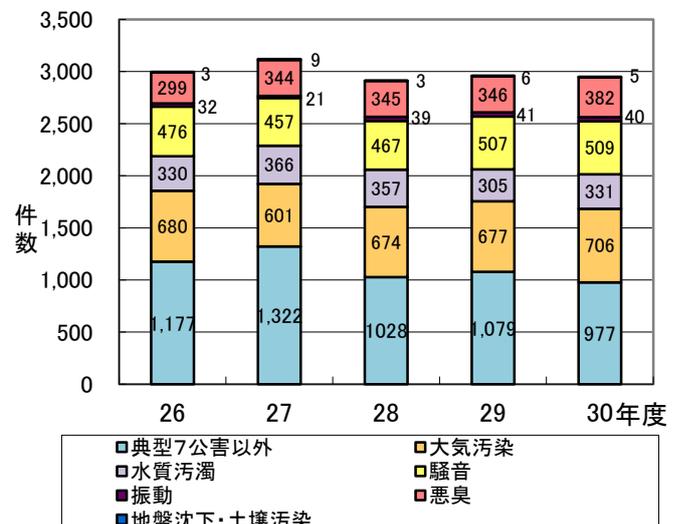
(4) 苦情処理状況

平成30(2018)年度において処理することとなった苦情件数は、新規受付(警察・国等の機

関から移送されたものを含む)2,950件及び前年度からの繰越58件の合計3,008件から警察・国等の機関へ移送したものの37件を除いた2,971件(これを「公害苦情処理係属件数」という。)となっています。

なお、公害苦情処理係属件数のうち、30(2018)年度中に処理された件数は2,582件で、その処理率は86.9%となっています。

種類別苦情件数の推移



苦情処理の内訳

(受付件数)

平成30年度新規	2,950件
前年度繰越	58件
計	3,008件

(処理の内訳)

他へ移送	37件
公害苦情処理係属件数	2,971件
(公害苦情処理係属件数内訳)	
① 直接処理	2,582件
② 翌年度繰越	107件
③ その他	282件

※その他：原因が不明な場合や申立人が管轄区域外に転居した場合など。

(3) 公害防止管理者制度

【環境保全課】

〔特定工場における公害防止組織の整備に関する法律〕

公害防止管理者制度とは、製造業（加工業を含む。）及び電気・ガス・熱供給業の特定の工場内に、公害防止に関する責任者を選任させること等により、工場内の公害防止体制の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的とする制度です。

この法律が適用される工場（「特定工場」という。）では、公害防止に関する業務を統括する「公害防止統括者」及び公害防止の技術的事項を管理する「公害防止主任管理者」、「公害防止管理者」を選任し、これを知事に届け出ることが義務付けられており、これらの職にはそれぞれ代理者の配置が必要です。

なお、公害防止管理者、公害防止主任管理者及びそれらの代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、これらを選任又は解任した際は知事（一部は市町村長）に届け出なければなりません。

公害防止管理者は、従事する業務に応じて、大気関係、水質関係、騒音・振動関係、粉じん関係及びダイオキシン類関係の種類に分かれています。

(4) 低利の融資制度

【循環型社会推進課】

低利の融資制度により財政支援を行い、県内事業者の公害防止施設、環境保全施設の整備、低公害車の購入等を促進します。

2 都市計画

【都市計画課】

都市計画とは、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地及び緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものです。

(1) 計画的な土地利用

都市計画区域内においては、用途地域など地域地区を適切に定めて、建築物の用途、容積、高さ等を制限することにより、土地の計画的利用を図り、効率的・集中的な公共投資により、合理的かつ機能的な都市空間の形成を図っています。

さらに、県内の14都市計画区域のうち4都市計画区域（22市町）においては、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域（既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）とに区分（一般的に「線引き」という。）しています。

また、都市計画区域外においても、土地利用の整序又は環境保全のために、県内の23市町において、準都市計画区域を指定しています。

これらの実効性は、開発許可制度等によって担保されています。

(2) 都市施設の適切な配置

道路、公園、下水道などの都市施設は、都市の生活や都市機能の維持にとって必要な施設であり、都市の骨格をなすものです。計画に当たっては、土地利用計画や都市施設相互の有機的な関連を勘案しつつ、適切な規模・構造と位置

を定めています。また、ごみ焼却場、汚物処理場などの位置についても、生活環境を悪化させないように配慮し、決定しています。

(3) 市街地の面的整備

健全な市街地の形成を図る手法として、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため土地区画整理事業が活用されています。また、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業等が活用されています。

住宅地の造成などに対しては、開発許可制度により公共施設の整備に一定の水準を確保しています。さらに、きめ細かなまちづくりの手段として、良好な居住環境を形成し、保全するために、地区の特性に合った地区計画制度の導入を促進しています。

(4) 美しいまちづくりの推進

平成17(2005)年の「景観法」の全面施行を受け、本県では「福岡県美しいまちづくり条例」を改定し、県民の発意と参加による地域の個性を反映した美しいまちづくりを推進するための各種施策を行っています。

具体的には、複数の市町村にわたる広域的な景観形成を本県の重要な施策と位置付け、良好な景観の保全・形成を図るべく、現在、豊かな自然環境に恵まれた筑後地域及び京築地域を対象に、3つの広域的な景観計画を運用しているところです。

また、美しいまちづくりについて県民とともに語り合い、考える「景観大会」を毎年開催し、地域住民団体や市町村によるまちづくり活動を支援するために「まちづくり専門家」の派遣事業も行っています。

第2節 大気環境の保全

【環境保全課】

〔大気汚染防止法、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

工場や事業場に起因する大気汚染は大きく改善されたため、都市化の進展や自動車保有台数の増加などを背景とした、都市生活型の環境問題への取組を推進してきました。

また、近年では、国境を越える広域的な大気汚染への取組が重要となっています。

大気汚染防止対策を進める上で、大気汚染の状況を把握する必要があるため、常時監視測定局を整備して測定を行っています。また、自動車排出ガス対策や工場・事業場の監視指導を行っています。

1 大気汚染の現況

高度経済成長期には特に石油系燃料消費量が増大したため大気汚染が急速に進行しましたが、昭和40年代に「公害対策基本法」や「大気汚染防止法」が成立し、工場や事業場における大気汚染防止対策が着実に進展しました。また、自動車排出ガス対策として大気汚染防止法に基づく単体規制（いわゆる排ガス規制）の強化が行われたことから、県内の大気汚染の状況は大きく改善されました。50年代後半から、都市圏では人口の集中や自動車交通量の増加などにより大気汚染は横ばいの状況で推移しています。また、光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、移流等の影響により環境基準を達成できない状況が続いています。

(1) 常時監視体制

県内の大気汚染の状況を把握するため、県内の常時監視測定局において自動連続測定機による常時監視を行っています。（18市町58か所。

令和元（2019）年6月30日までは、18市町60か所。）

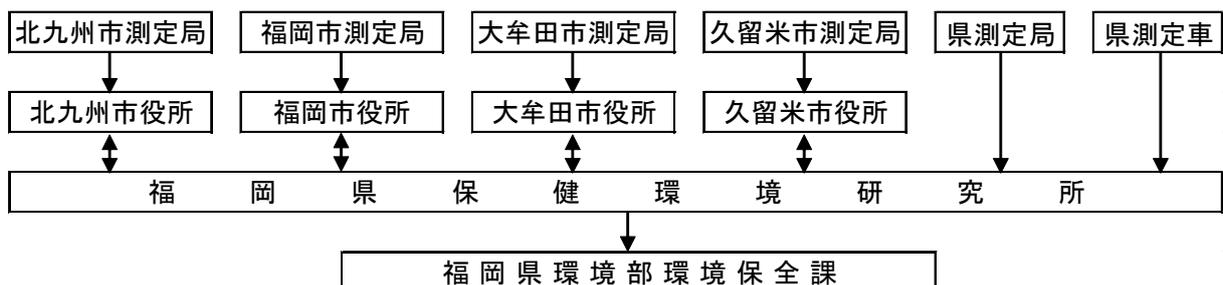
この常時監視データは、テレメータシステム（遠隔監視装置）により、県保健環境研究所（中央監視局）及び県庁（環境保全課）に送信され監視されています。

平成24（2012）年10月から、毎時の常時監視データを県ホームページで公開しています。

なお、常時監視を実施していない地域については、必要に応じて、大気環境測定車により調査をしています。

大気汚染は気象条件にも大きく影響されることから、福岡管区気象台大気汚染気象センターから1日2回、大気汚染気象予報の提供を受けています。これと常時監視データから、大気汚染状況が悪化し人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがあると判断される場合には、関係機関に対して情報を提供し、緊急時の措置を講じることとしています。

テレメータシステムによる測定データの流れ



大気汚染常時監視測定局配置図



大気汚染常時監視測定局一覧表

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

設置主体	一般環境大気測定局(一般局)			自動車排出ガス測定局(自排局)		
福岡県 (○印)	1 苅田	6 柳川	11 八女	14 古賀		
	2 豊前	7 糸島	12 朝倉			
	3 田川	8 宗像	13 篠栗			
	4 直方	9 太宰府				
	5 筑後小郡	10 飯塚				
北九州市※ (□印)	1 門司	6 曾根	11 黒崎	15 門司		
	2 松ヶ江	7 企救丘	12 塔野	16 三萩野		
	3 小倉	8 若松	13 戸畑	17 室町		
	4 北九州	9 江川	14 門司港	18 西本町		
	5 城野	10 八幡		19 黒崎		
福岡市 (◇印)	1 市役所	4 南	7 香椎	9 天神	12 別府橋	15 今宿
	2 祖原	5 東	8 元岡	10 千鳥橋	13 比恵	16 石丸
	3 吉塚	6 長尾		11 西新	14 大橋	
大牟田市 (○印)	1 国設大牟田	3 新地	5 橘	7 不知火		
	2 三川	4 七浦	6 勝立			
久留米市 (△印)	1 えーるピア久留米	3 城南中学校				
	2 三潴中学校	4 田主丸中学校				

※北九州市内について測定局の見直しを行っており、令和元年7月1日から17局となっております。

大気汚染常時監視測定局別測定項目一覧

ア 一般環境大気測定局

市町	測定局	測定項目												
		SO ₂	NO ₂	CO	SPM	Ox	PM _{2.5}	NMHC	T-HC	風向 風速	温度	湿度	その他	
北九州	門司観測局	○	○		○	○							○	
	小倉観測局	○	○		○	○							○	
	城野観測局	○	○		○	○							○	
	若松観測局	○	○		○	○	○						○	
	八幡観測局	○	○		○	○							○	
	黒崎観測局	○	○		○	○							○	
	戸畑観測局	○	○		○	○							○	
	北九州観測局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	曾根観測局	○	○		○	○							○	
	塔野観測局	○	○		○	○							○	
	松ヶ江観測局	○	○		○	○							○	
	企救丘観測局	○	○		○	○							○	
	江川観測局	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	門司港観測局	○	○		○	○							○	
福岡	市役所	○	○		○	○						○	○	
	祖原	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	
	吉塚	○	○		○	○						○		
	南		○		○	○						○		
	東		○		○	○						○		
	長尾		○		○	○						○		
大牟田	国設大牟田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三川	○	○		○	○						○		
	新地	○	○		○	○						○		
	七浦	○			○	○		○	○	○	○	○		
	橘	○	○		○	○						○		
久留米	勝立	○	○		○	○						○		
	荻田	○	○		○	○						○		
	豊前	○	○		○	○						○		
	田川	○	○		○	○						○		
	直方	○	○		○	○						○		
	小郡	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	柳川	○	○		○	○						○		
	糸島	○	○		○	○						○		
	宗像	○	○		○	○						○		
	太宰府	○	○		○	○						○		
	飯塚	○	○		○	○						○		
	八女	○	○		○	○						○		
	朝倉	○	○		○	○						○		
	篠栗	○	○		○	○						○		
	えーるピア久留米	○	○		○	○						○		
	三藩中学校				○	○						○		
	城南中学校	○	○		○	○						○		
田主丸中学校				○	○						○			
測定局数		38	42	2	45	44	33	7	7	45	4	4	4	

(平成31年3月31日現在)

イ 自動車排出ガス測定局

市町	測定局	測定項目										
		SO ₂	NO ₂	CO	SPM	Ox	PM _{2.5}	NMHC	T-HC	風向 風速		
北九州	三萩野測定所		○	○	○					○	○	
	室町測定所		○	○	○							
	黒崎測定所		○	○	○							
	門司測定所		○	○	○							
	西本町測定所		○	○	○			○				
福岡	大橋		○	○	○					○		
	天神	○	○	○	○					○	○	
	千鳥橋		○		○					○	○	
	西新		○		○					○		
	別府橋		○		○							
	比恵		○		○							
大牟田	今宿		○		○							
	石丸		○		○	○	○					○
	不知火		○	○	○					○	○	
古賀	古賀		○	○	○				○			○
測定局数		1	15	8	15	1	6	4	4	2		

(平成31年3月31日現在)

一般環境大気測定局

17市町 45局

自動車排出ガス測定局

4市 15局

計 18市町 (3市重複) 60局

※北九州市内について測定局の見直しを行っており、令和元年7月1日から17局となっております。

※ 測定項目

SO₂ : 二酸化硫黄

NO₂ : 二酸化窒素

CO : 一酸化炭素

SPM : 浮遊粒子状物質

Ox : 光化学オキシダント

PM_{2.5} : 微小粒子状物質

NMHC : 非メタン炭化水素

T-HC : 全炭化水素(メタン及び非メタン炭化水素)



(2) 環境基準^{*}達成状況

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は全測定局で環境基準を達成しています。

このうち、浮遊粒子状物質は、気象現象等の影響を受けるため、毎年環境基準達成率が大きく変化します。

また、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は全国的に環境基準達成率が低く、本県においても環境基準を達成できていない測定局がありますが、微小粒子状物質の環境基準達成率は改善傾向にあり、平成 30 (2018) 年度は 29 測定局 (74%) で環境基準を達成しました。

大気汚染常時監視測定局の環境基準達成状況 (達成局数/測定局数、平成 30 年度)

局区分	項目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他	全般	達成率
一般環境 大気測定局	二酸化硫黄	14/14	3/3	6/6	2/2	13/13	38/38	100%
	二酸化窒素	14/14	8/8	5/5	2/2	13/13	42/42	100%
	一酸化炭素	1/1	—	1/1	—	—	2/2	100%
	浮遊粒子状物質	14/14	8/8	6/6	4/4	13/13	45/45	100%
	光化学オキシダント	0/14	0/8	0/5	0/4	0/13	0/44	0%
	微小粒子状物質	5/10	4/5	1/2	3/3	11/13	24/33	73%
自動車排出 ガス測定局	二酸化硫黄	—	1/1	—	—	—	1/1	100%
	二酸化窒素	5/5	8/8	1/1	—	1/1	15/15	100%
	一酸化炭素	5/5	1/1	1/1	—	1/1	8/8	100%
	浮遊粒子状物質	5/5	8/8	1/1	—	1/1	15/15	100%
	光化学オキシダント	—	0/1	—	—	—	0/1	0%
	微小粒子状物質	0/1	4/4	—	—	1/1	5/6	83%

備考 1: 有効測定項目 (二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は年間測定時間数が 6,000 時間以上、微小粒子状物質は年間測定日数が 250 日以上) の測定項目) について集計しています。ただし、光化学オキシダントの項目は除きます。

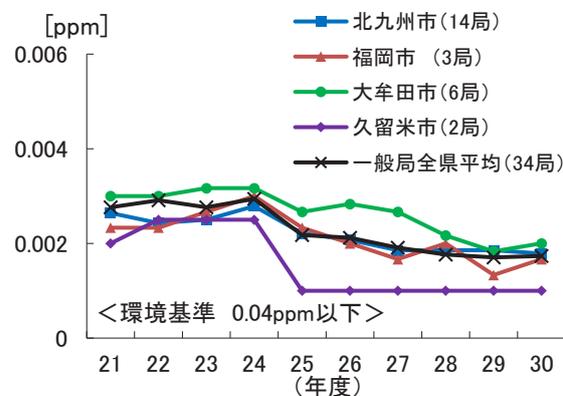
備考 2: 環境基準の評価方法は、光化学オキシダントについては短期的評価 (1 時間値が 0.06ppm 以下) により評価しています。二酸化窒素及び微小粒子状物質については、1 日平均値の年間 98% 値 (年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値が、二酸化窒素は 0.06ppm、微小粒子状物質は $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えない値) により評価しています。また、微小粒子状物質については、1 年平均値 (1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) についても評価を行います。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、1 日平均値の高い方から 2% の範囲にあるものを除外して評価します (年間における 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値が、二酸化硫黄は 0.04ppm、一酸化炭素は 10ppm、浮遊粒子状物質は $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下)。ただし、2% の範囲にあって、1 日平均値につき環境基準を 2 日以上連続して超えた場合は除外しないこととなっています。

ア 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、石油や石炭などの燃料中に含まれる硫黄分の燃焼により発生します。石油の消費拡大に伴い排出量が増加しましたが、環境基準の設定や排出規制の強化により、低硫黄燃料への転換や脱硫装置の設置が進み、現在、環境基準を達成しています。

平成 30 (2018) 年度は、県内 17 市町 39 測定局 (一般局 38、自排局 1) で常時監視を行っており、全測定局で環境基準 (長期的評価) を達成しています。過去 10 年間、継続測定している局の地域別年平均値は、各地域とも低濃度で推移しています。

二酸化硫黄濃度経年変化 (一般局)



(注) 過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

^{*}環境基準: 環境基本法に基づき政府が設定するもので、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準値。大気、水質、騒音、土壌、ダイオキシン類について定められています。

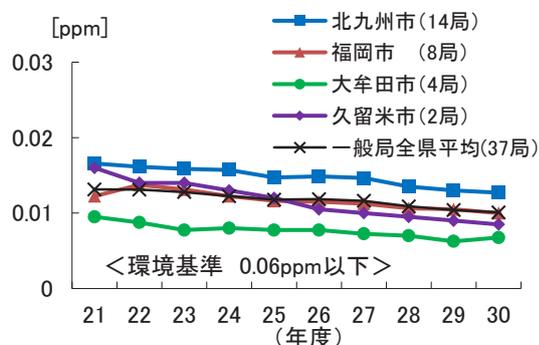
イ 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、主に石油や石炭などの燃料の燃焼に伴い発生し、工場や事業場のばい煙発生施設及び自動車等から排出されます。

平成 30 (2018) 年度は、県内 18 市町 57 測定局 (一般局 42、自排局 15) で常時監視を行っており、全測定局で環境基準 (長期的評価) を達成しています。

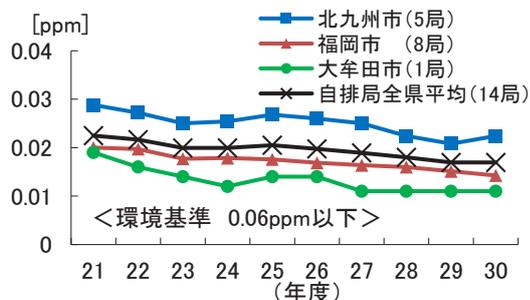
なお、過去 10 年間、継続測定している局の地域別年平均値は、大都市域で緩やかな改善傾向が見られます。

二酸化窒素濃度経年変化 (一般局)



(注) 過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

二酸化窒素濃度経年変化 (自排局)



(注) 過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

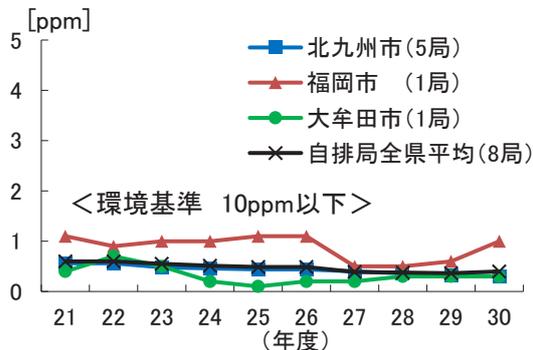
ウ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、主に自動車から排出されるため、自動車交通量の多い沿道で測定しています。

平成 30 (2018) 年度は、県内 4 市町 10 測定局 (一般局 2、自排局 8) で常時監視を行っており、全測定局で環境基準を達成しています。

また、過去 10 年間、継続測定している自排局における地域別年平均値は各地域とも低い濃度で推移しています。

一酸化炭素濃度経年変化 (自排局)



(注) 過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

エ 浮遊粒子状物質 (SPM)

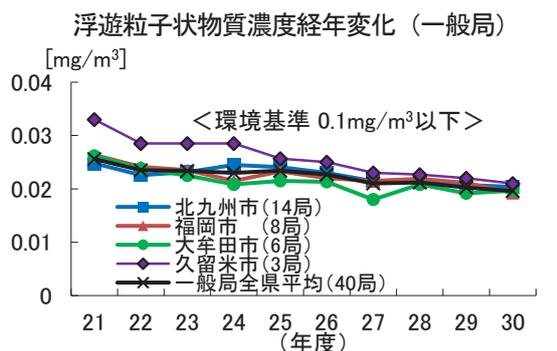
大気中の粒子状物質は、工場や事業場のばい煙発生施設や粉じん発生施設から排出されるばいじん及び粉じん、自動車から排出される黒煙、自動車の走行による道路上の粉じん飛散粒子、黄砂や火山活動等の自然現象によるものなど多種多様であり、浮遊粒子状物質と降下ばいじんに大別されます。

浮遊粒子状物質は、浮遊している粉じんのうち粒径が 10 マイクロメートル以下の細かい粒子で大気中に比較的長時間滞留しています。

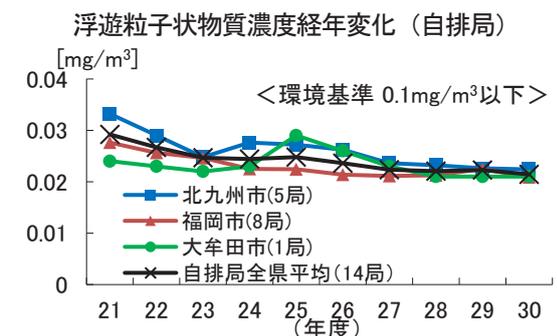
平成 30 (2018) 年度は、県内 18 市町 60 測定局 (一般局 45、自排局 15) で常時監視を行っており、全測定局で環境基準 (長期的評価) を達成しています。

なお、環境基準達成状況は黄砂等の気象現象の影響を受け、大きく変動します。環境省では、黄砂の実態解明のための調査を自治体と協力して 14 (2002) 年度から全国で開始し、本県もその調査に 24 (2012) 年度まで参加しました。

25 (2013) 年度以降は、引き続き越境大気汚染に関する調査研究の中で黄砂の問題についても取り組んでいます。



(注) 過去10年間、継続測定している局の年平均値



(注) 過去10年間、継続測定している局の年平均値

オ 光化学オキシダント(Ox)

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素が大気中で太陽の紫外線により光化学反応を起こすことにより、二次的に生成されるオゾンを中心とした酸化性物質の総称です。濃度が高くなると、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの影響があることがあるため、本県（北九州市の区域においては市）では一定濃度以上になると「光化学オキシダント注意報」を発令し、注意を呼びかけています。過去5年間の注意報の発令状況は表のとおりで、直近では令和元（2019）年5月に2回、県内広域に注意報を発令しました。（参照：第3部221頁）

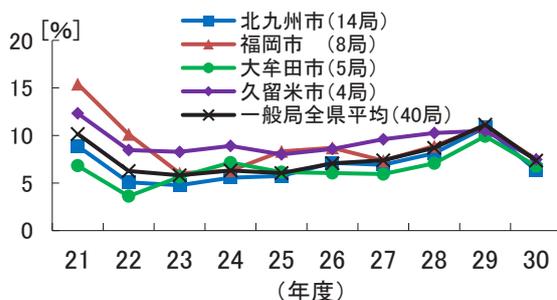
光化学オキシダントは全国のほとんどの測定局で環境基準を達成できない状態が続いており（平成29（2017）年度全国達成率は一般局、自排局ともに0%）、本県においても、30（2018）年度は、県内17市町45測定局（一般局44、自排局1）全測定局で環境基準を達成していません。（光化学オキシダントの環境基準は、昼間の1時間ごとの濃度（1時間値）で評価するため、

1年のうち1時間でも超えると環境基準未達成となります。なお、昼間の時間の約93%は基準を達成しています。）

過去5年間の光化学オキシダント注意報発令状況

年度	日付	注意報発令区域
H27		発令なし
H28	H28. 5. 30	北九州市
		福岡市 宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
H29	H29. 4. 30	久留米市
	H29. 5. 29	久留米市
	H29. 5. 30	久留米市
H30		発令なし
R1	R1. 5. 23	北九州市
		福岡市 宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
R1	R1. 5. 24	北九州市
		福岡市
		直方市、宮若市、小竹町、鞍手町、中間市
		飯塚市、嘉麻市、桂川町
		古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
		糸島市
宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町		
		行橋市、荻田町、みやこ町

光化学オキシダントの経年変化
(昼間0.06ppmを超えた時間数割合)



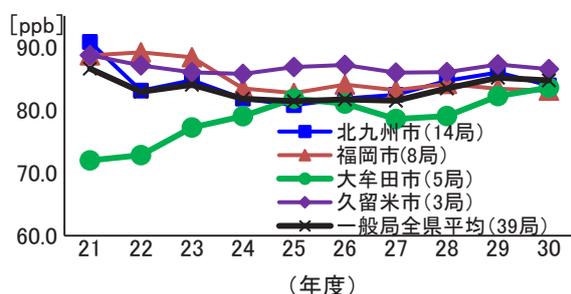
(注) 過去10年間、継続測定している局の平均値

光化学オキシダントの増減は気象要因の影響が大きいため、環境省から近年の傾向を評価する新しい指標が提案されています。

(新指標「Ox濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値」)

本県の光化学オキシダントは、27（2015）年以降増加傾向を示していましたが、29（2017）年から30（2018）年にかけて、減少傾向を示しています。

光化学オキシダントの経年変化
(指標：8時間平均日最高値の3年移動平均)



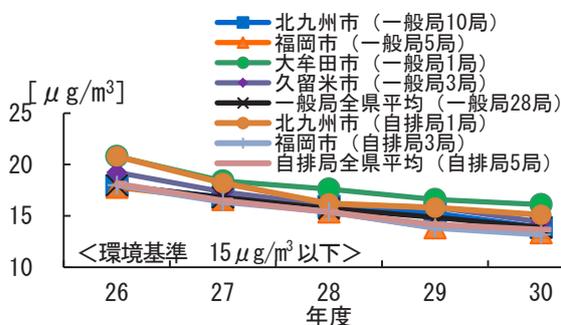
(注) 過去12年間、継続測定している局の年平均値

力 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5マイクロメートル以下の粒子で、平成21(2009)年に環境基準が設定されました。

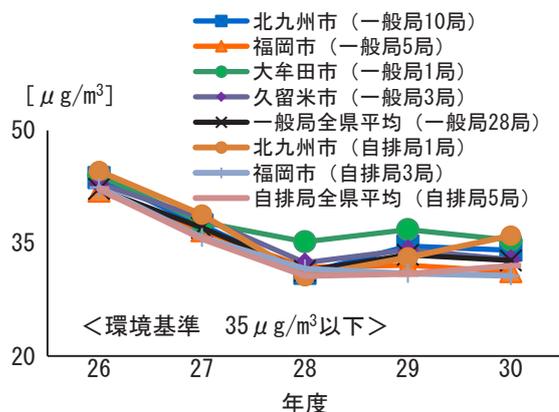
23(2011)年度から測定体制の整備を行い、30(2018)年度末現在、県内18市町39測定局(一般局33、自排局6)でPM_{2.5}の常時監視を行っています。PM_{2.5}の環境基準は年平均値(長期基準)及び日平均値の年平均値(短期基準)で評価を行っています。全国的にも環境基準の達成率が低く、本県においても26(2014)年度まで環境基準を達成できておりませんでした。年平均値及び日平均値の年平均値は徐々に低下しており、30(2018)年度は29(2017)年度の県内14市町26測定局を超える県内16市町29測定局(一般局24、自排局5)で環境基準を達成しました。

微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化



(注) 過去5年間、継続測定している局の年平均値

微小粒子状物質濃度の日平均値の年平均経年変化



(注) 過去5年間、継続測定している局の年平均値

本県では、24(2012)年度からPM_{2.5}の濃度が暫定的な指針値である日平均値70µg/m³を超えると予想される場合に、「PM_{2.5}に関する注意喚起」を実施し、注意を呼びかけています。注意喚起実施状況は下表のとおりで、これまでに注意喚起を3度発令しました。(参照：第3部221頁)

また、PM_{2.5}成分分析を県内8地点で実施しました。

PM_{2.5}に関する注意喚起実施状況

年度	日付	注意喚起実施地域
H26	H26.6.1	福岡地域
	H27.3.22	北九州地域
		福岡地域
H29	H29.7.27	福岡地域

キ 炭化水素

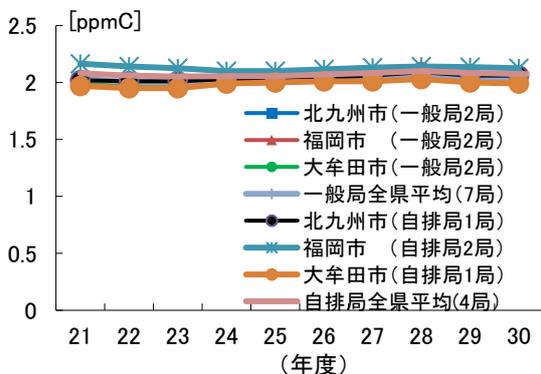
炭化水素は、自動車や有機溶剤使用工場、ガソリンスタンド等多種多様な発生源から排出され、主に地球温暖化に関与するメタンと光化学オキシダント生成に関与する非メタン炭化水素とに大別されます。

平成30(2018)年度は、県内4市11測定局(一般局7、自排局4)でメタンと非メタン炭化水素について常時監視を行いました。

過去10年間、継続測定している局の全炭化水素濃度の地域別年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい状況で推移しています。



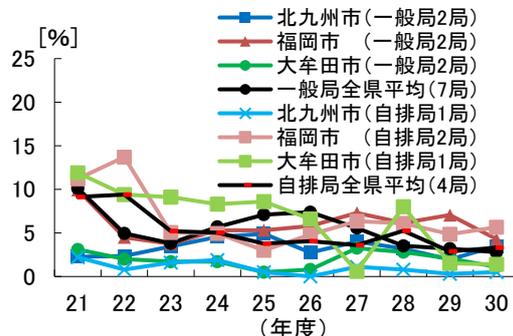
全炭化水素濃度経年変化



(注) 過去10年間、継続測定している局の年平均値

また、非メタン炭化水素については、光化学オキシダント生成防止濃度レベルとして国の中央環境審議会が答申された指針値（6時から9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmC以下が適当）を超過した日数の経年変化におおむね改善傾向が見られます。なお、18（2006）年度から炭化水素を含む揮発性有機化合物（VOC）の排出規制を行っています。

非メタン炭化水素の6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数割合経年変化



(注) 過去10年間、継続測定している局の年平均値

ク 有害大気汚染物質

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露した場合に健康影響が懸念される有害大気汚染物質について、平成9（1997）年度からモニタリング調査を実施しています。

このうち、環境基準が設定されているベンゼン等4物質の測定結果は、全測定地点において環境基準を達成しています。

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指標となる数値（指針値）が設定されているアクリロニトリル等9物質の測定結果は、全地点において指針値以下でした。

ベンゼン等4物質の環境基準達成状況（達成局数／測定局数、平成30年度）

項目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	全般
ベンゼン	4/4	4/4	4/4	1/1	3/3	16/16
トリクロロエチレン	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
テトラクロロエチレン	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
ジクロロメタン	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13

アクリロニトリル等9物質の指針値達成状況（達成局数／測定局数、平成30年度）

項目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	全般
アクリロニトリル	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
塩化ビニルモノマー	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
水銀	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
ニッケル化合物	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
クロロホルム	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
1,2-ジクロロエタン	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
1,3-ブタジエン	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
ヒ素及び無機ヒ素化合物	4/4	4/4	3/3	1/1	3/3	15/15
マンガン及び無機マンガン化合物	4/4	4/4	2/2	1/1	3/3	14/14

2 大気汚染防止対策

大気汚染防止法や福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例等に基づき、ばい煙等の発生源である工場・事業場の監視指導を行っているほか、自動車排出ガス対策を進めています。

オゾン層破壊や酸性雨など地球規模で広がる環境問題は国際協力による早期解決が求められており、本県ではオゾン層保護や地球温暖化防止のためにフロン排出抑制法に基づきフロン類の適正な排出抑制を推進するとともに、酸性雨の実態把握や植物など生態系への影響について調査しています。

また、アスベストについては、建築物の解体現場等からの飛散防止対策に加え、健康被害者からの認定申請及び給付請求等の受付や相談業務を行っています。

(1) 工場・事業場対策

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、揮発性有機化合物（VOC）排出施設、水銀排出施設を、新設、構造変更等する場合は、都道府県知事等への事前届出が必要です。

ばい煙発生施設は、ボイラー、廃棄物焼却炉などが規定され、ばい煙の排出基準の遵守義務があります。

一般粉じん発生施設は、堆積場、ベルトコンベアなど5種類が規定され、粉じんの飛散防止のため、施設の構造等に関する基準が定められています。

特定粉じん発生施設は、石綿（アスベスト）を含有する製品の製造に係る解綿用機械など9種類が規定され、規制基準の遵守義務があります。

また、吹付け石綿等が使用された建築物等の解体や除去等の作業を行う場合は、都道府県知事等への事前届出が必要であり、作業基準の遵守義務があります。

VOC排出施設は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染を防止するために平成18（2006）年度から規制対象とされまし

た。塗装用の乾燥施設など9種類が規定され、排出基準の遵守義務があります。

水銀排出施設は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため30（2018）年度から規制対象とされました。石炭を燃焼するボイラーや廃棄物焼却炉など9種類が規定され、排出基準の遵守義務があります。

工場・事業場から届け出られた施設については、届出提出時に書面審査を行うとともに、立入検査により施設の実態把握や排出基準遵守状況等を確認し、必要に応じ行政指導等を行います。

ア 施設の設置状況

ばい煙発生施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約3%減少し、施設数は約0.3%減少しています。

一般粉じん発生施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約6%増加し、施設数は約3%減少しています。

特定粉じん発生施設は、県内には設置されていません。

VOC排出施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約3%増加し、施設数は約3%増加しています。

水銀排出施設の設置状況は、工場・事業場数は92、施設数は164です。

イ 立入検査等の実施

ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対して立入検査を行い、ばい煙等の自主測定結果を確認したり、排出ガスや使用燃料の分析検査を実施するなどして、排出基準等の遵守状況を把握しています。

平成30（2018）年度に規制が開始された水銀排出施設については、すべての工場・事業場への立入検査や自主測定検査の確認により排出基準が遵守されていることを確認しています。

また、吹付け石綿等が使用された建築物の解体等の作業について、事前届出が提出された現場へ立入検査を実施し、アスベストの飛散防止の作業基準の遵守状況を確認しました。

ばい煙発生施設等設置状況

(平成31年3月31日現在)

施行令別表第1の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合計
1	ボ イ ラ ー	749	672	70	273	1,788	3,552
2	ガ ス 発 生 炉 ・ 加 熱 炉	2	3	0	0	2	7
3	焙 焼 炉 ・ 焼 結 炉 ・ 煨 焼 炉	10	0	1	0	2	13
4	溶 鋳 炉 ・ 転 炉	11	0	0	0	0	11
5	溶 解 炉	61	0	10	7	59	137
6	金 属 加 熱 炉	232	0	3	0	54	289
7	石 油 加 熱 炉	11	0	0	0	0	11
8	触 媒 再 生 炉	0	0	0	0	0	0
8-2	い お う 燃 焼 炉	0	0	0	0	0	0
9	焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	31	0	5	1	29	66
10	反 応 炉 ・ 直 火 炉	44	0	11	0	7	62
11	乾 燥 炉	97	9	14	5	157	282
12	電 気 炉	9	0	2	0	1	12
13	廃 棄 物 焼 却 炉	31	17	7	8	70	133
14	銅 ・ 鉛 ・ 亜 鉛 の 焙 焼 炉 等	0	0	9	0	0	9
15	カ ド ミ ウ ム 乾 燥 施 設	0	0	0	0	0	0
16	塩 素 急 速 冷 却 施 設	0	0	0	0	0	0
17	塩 化 第 二 鉄 溶 解 槽	0	0	0	0	3	3
18	活 性 炭 の 製 造 反 応 炉	0	0	0	0	0	0
19	塩 素 反 応 施 設 等	20	0	11	0	2	33
20	ア ル ミ ニ ウ ム 電 解 炉	0	0	0	0	0	0
21	燐 鉍 石 の 反 応 施 設 等	1	0	0	0	0	1
22	弗 酸 の 製 造 用 凝 縮 施 設 等	2	0	0	0	0	2
23	トリホリリン酸ナトリウム製造用反応施設	0	0	0	0	0	0
24	鉛 精 錬 用 等 溶 解 炉	0	0	0	0	0	0
25	鉛 蓄 電 池 の 溶 解 炉	0	0	0	0	0	0
26	鉛 系 顔 料 の 溶 解 炉 等	0	0	0	0	0	0
27	硝 酸 製 造 施 設	8	0	0	0	0	8
28	コ ー ク ス 炉	6	0	0	0	0	6
29	ガ ス タ ー ビ ン	0	31	0	12	11	54
30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	97	55	19	14	56	241
31	ガ ス 機 関	0	0	0	0	0	0
32	ガ ソ リ ン 機 関	0	0	0	0	0	0
施 設 数		1,422	787	162	320	2,241	4,932
工 場 ・ 事 業 場 数		369	347	52	142	945	1,855
施 設 数 合 計		1,804	1,478	209	449	2,810	6,750
施 設 数 割 合 (%)		26.7	21.9	3.1	6.7	41.6	100
工 場 ・ 事 業 場 数 合 計		504	733	73	220	1,196	2,726

一般粉じん発生施設等設置状況

(平成31年3月31日現在)

施行令別表第2の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合計
1	コ ー ク ス 炉	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)
2	堆 積 場	209(15)	29(0)	28(0)	7(0)	170(27)	443(42)
3	コ ン ベ ア	895(55)	88(0)	60(0)	15(0)	1,157(102)	2,215(157)
4	破 砕 機 ・ 摩 砕 機	111(11)	15(0)	14(0)	4(0)	197(30)	341(41)
5	ふ る い	87(9)	16(0)	1(0)	2(0)	106(37)	212(46)
施 設 数		1,306(90)	148(0)	103(0)	28(0)	1,630(196)	3,215(286)
工 場 ・ 事 業 場 数		98(7)	35(0)	10(0)	13(0)	187(8)	343(15)
施 設 数 合 計		1,396	148	103	28	1,826	3,501
施 設 数 割 合 (%)		39.9	4.2	2.9	0.8	52.2	100
工 場 ・ 事 業 場 数 合 計		105	35	10	13	187	350

(注) () 内の数字は電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法該当施設

VOC排出施設設置状況

(平成31年3月31日現在)

施行令別表第1の2の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合計
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	0	0	0	0	0	0
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	4	0	0	0	32	36
3	塗装の用に供する乾燥施設	5	0	1	0	1	7
4	粘着テープ等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	7	0	0	0	25	32
5	接着の用に供する乾燥施設（上記等以外）	3	0	0	4	4	11
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	1	0	0	0	0	1
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	3	0	0	0	7	10
8	工業の用に供する洗浄施設	1	0	0	0	0	1
9	貯蔵タンク	12	0	0	0	0	12
施設数合計		36	0	1	4	69	110
施設数割合（％）		32.7	0.0	0.9	3.6	62.7	100
工場・事業場数合計		11	0	1	2	20	34

水銀排出施設設置状況

(平成31年3月31日現在)

施行令別表第3の3の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合計
1	小型石炭混焼ボイラー	0(6)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(7)
2	石炭燃焼ボイラー（上記以外）	0(0)	0(0)	0(3)	0(0)	0(3)	0(6)
3	非鉄金属製造一次施設（銅、工業金）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
4	非鉄金属製造一次施設（鉛、亜鉛）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
5	非鉄金属製造二次施設（鉛、銅、亜鉛）	0(0)	0(0)	9(0)	0(0)	1(0)	10(0)
6	非鉄金属製造二次施設（工業金）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	8(0)	11(0)
8	廃棄物焼却施設	35(0)	17(0)	5(1)	5(0)	67(0)	129(1)
9	水銀回収施設	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
施設数		37(6)	17(0)	15(5)	5(0)	76(3)	150(14)
工場・事業場数		19(4)	8(0)	5(4)	5(0)	48(2)	85(10)
施設数合計		43	17	20	5	79	164
施設数割合（％）		26.2	10.4	12.2	3.0	48.2	100
工場数合計		22	8	9	5	48	92

(注) ()内の数字は電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法該当施設

立入検査実施状況

(平成31年3月31日現在)

区分	地域	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合計
	工場・事業場	工場・事業場数	426	776	93	240	1,451
	立入件数	157	9	12	3	208	389
施設	施設数	1,383	1,643	333	486	4,784	8,629
	立入件数	936	54	9	3	2,786	3,788

備考：ばい煙発生施設、水銀排出施設、VOC排出施設及び粉じん発生施設（大気汚染防止法、電気・ガス事業法、鉱山保安法）を対象とした立入調査状況。

ウ 排出規制の状況

(7) 硫黄酸化物

a K値規制

K値は、一つのばい煙発生施設から排出された硫黄酸化物が、排出口（煙突）から大気中に拡散されながら地上に到達した時の最大着地濃

度（煙源から排出された汚染物質が拡散し、地表面に到達してもたらず濃度の最大値）地点の濃度を定数化したもので、国が地域ごとに定めます。K値規制は、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さとK値から硫黄酸化物の許容排出量を求め（＝排出基準）、排出基準以下になるよう硫黄酸化物の排出量を規制するというものです。

県内を6地域（北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、苅田町、その他の地域）に区分してK値が定められ、各K値に基づく排出基準（一般排出基準）で規制するほか、北九州市、大牟田市、苅田町についてはより厳しいK値も定められ、これら3地域に昭和49（1974）年4月1日以降に設置されたばい煙発生施設はより厳しいK値に基づく排出基準（特別排出基準）で規制します。

b 総量規制

工場等が密集しており施設ごとの排出基準（K値規制）のみでは二酸化硫黄の環境基準を維持することが困難な地域を国が総量規制地域として指定（指定地域）し、指定地域について知事が策定した総量削減計画に基づき総量規制基準を定め、一定規模以上の工場（特定工場等）から排出される硫黄酸化物の合計量を総量規制基準以下になるよう規制するというものです。

本県では、北九州市、大牟田市、苅田町を総量規制地域として指定しています。

c 燃料使用規制

総量規制地域内の小規模工場等（特定工場等以外の工場）には総量規制基準は適用されませんが、硫黄酸化物による大気汚染に寄与しているため、燃料使用基準を定め、基準に適合する燃料を使用することにより大気環境の改善を図るというものです。

また、都市中心部においては、冬季にビル暖房等による燃料使用量の増加等により一時的に大気環境が悪化することから、地域ごとに燃料使用基準を定め、都市中心部の大気環境の改善を図っています。

本県では、福岡市の中央区（昭和47（1972）年11月30日当時の区）と博多区の一部地域を適用区域とし、燃料使用基準を定め、冬季の一定期間、規制を行っています。

(イ) 窒素酸化物

窒素酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排出口の濃度（許容限度）として全国一律に国が定めています。

また、本県では、北九州市及び苅田町における窒素酸化物による大気汚染を防止するため、昭和60（1985）年に「北九州市等地域における窒素酸化物対策基本方針」を策定し、大規模工場等に対して窒素酸化物の排出総量抑制を指導するなど、窒素酸化物対策を推進しています。

エ 光化学オキシダント対策

本県では、環境基準超過が続く光化学オキシダントに係る緊急時対策基本要綱を制定しています。要綱では、オキシダント濃度が上昇し、人の健康または生活環境に被害が生じるおそれがある場合には、その事態を広く一般に知らせるとともに、状況に応じて、ばい煙を多量に排出する事業者及び揮発性有機化合物（VOC）排出者に対し、ばい煙及びVOC排出量の削減を要請することとしています。

なお、光化学オキシダント注意報の発令時には、注意報発令を県民の皆さんにより広くお知らせするため、発令区域の市町村と協力するとともに、テレビやラジオのほか、県ホームページや「防災メール・まもるくん」を活用して周知を図っています。さらに、平成20（2008）年度からは、毎時の光化学オキシダント濃度を県ホームページで常時公開しています。（参照：第3部222頁）

光化学オキシダント対策においては、国内発生源対策に加えて、国境を越えた環境汚染への対策が喫緊の課題となっています。このため、本県では20（2008）年度から22（2010）年度にかけて東アジアにおける国際環境協力の重要性をテーマにしたフォーラムやシンポジウムを開催し、国際環境協力の枠組み作りの必要性につ

いて情報発信するなど、越境大気汚染対策を推進しました。

オ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策

本県では、環境省の「PM_{2.5}に関する専門家会合」報告に従い、平成25（2013）年3月9日から、PM_{2.5}の濃度が暫定的な指針値である日平均値 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に注意喚起を行うこととし、同年12月から1日2回、注意喚起の判断を行うことに変更しました。

また、26（2014）年12月から注意喚起の解除判断を行うとともに、注意喚起の判断基準を一部見直しました。（参照：第3部221頁）

なお、PM_{2.5}に関する注意喚起実施時には、注意喚起情報を県民の皆さんにより広くお知らせするため、発令区域の市町村と協力するとともに、テレビやラジオのほか、県ホームページや「防災メール・まもるくん」等を活用して周知を図っています。

PM_{2.5}においては、国内発生源に加えて、広

域的な越境汚染への対策が重要な課題となっています。このため、22（2010）年度以降、国と各県が共同でPM_{2.5}の汚染機構の解明の研究を行っています。

また、韓国や中国の自治体との間で、PM_{2.5}をはじめとする大気汚染の改善へ向けた連携協力を進めており、人材交流や共同調査等を行っています。（参照：第2部第6章第1節180頁～）

カ 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例等による規制

大気汚染防止法が適用されない伝熱面積が5m²以上10m²未満の小型ボイラーについて、設置前の届出義務を規定し、硫黄酸化物及びばいじんについて排出基準を定め、規制しています。

なお、北九州市は本条例の適用を受けず、市の条例において、ボイラーなど10種類の施設を規制しています。

条例対象施設設置状況

（平成31年3月31日現在）

番号	施設名	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例				北九州市 公害防止条例
		福岡市	大牟田市	久留米市	その他	
1	ボイラー	436	44	115	844	584
2	焙焼炉・焼結炉・煨焼炉					32
3	溶解炉					6
4	金属加熱炉					25
5	石油製品等加熱炉					0
6	焼成炉・熔融炉					3
7	反応炉・直火炉					3
8	乾燥炉					21
9	電気炉					0
10	廃棄物焼却炉					10
施設数合計		436	44	115	844	684
工場・事業場数		320	32	80	568	380

備考：県条例対象施設はボイラーのみです。

(2) 自動車排出ガス対策

自動車は、人や物資の輸送手段として、社会経済活動や国民生活に欠かせない重要な役割を果たしており、県内の自動車保有台数も、ここ10年で約6%増加しています。自動車から排出される窒素酸化物等については、大気汚染への

影響が大きいことから、国においては、自動車排出ガス規制を車種及び物質ごとに、段階的に強化するなど各種の対策が進められ、最新の規制対応車輛の排出ガスは大幅に改善されています。しかしながら、交通量が極めて多い大都市地域の沿道の一部では、二酸化窒素が比較的高

い濃度であるため、自動車排出ガス測定局における常時監視等を今後も継続していきます。

また、本県では福岡県環境物品等調達方針を定め、低公害車等（低燃費かつ低排出ガス認定車を含む）を優先して導入することにより、県民や事業者へも広く普及していくよう啓発に努めています。

(3) 有害大気汚染物質対策

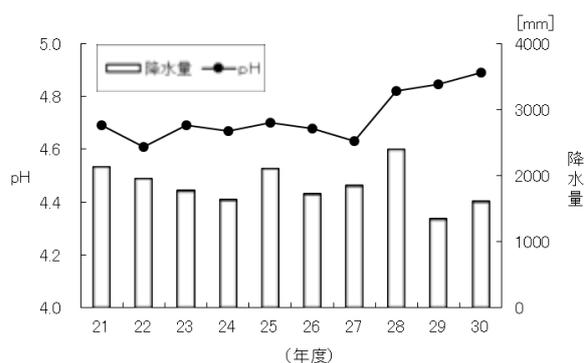
有害大気汚染物質のうち過去に基準超過が認められたベンゼンについては、事業者が排出量の削減に向け策定した地域自主管理計画について、計画の進捗状況の評価及び指導を行った結果、ベンゼン排出量が大幅に削減され、平成 18（2006）年度から 30（2018）年度まで、全測定局でベンゼンの環境基準を達成しています。

(4) 酸性雨に関する調査研究

昭和 63（1988）年度以降、環境省からの委託

による酸性雨の調査を実施していますが、平成 2（1990）年度からは、環境省の委託事業に加え、本県独自に平野部（太宰府市）において雨水の成分分析調査と山間部のブナなどの森林植生への影響を調べています。本県では、今後ともこれらの調査を継続することとしています。

雨水の pH 及び降水量の経年変化（太宰府市）



森林植生影響調査の概要

調査年度	調査地点	平均衰退度	調査対象樹木
H26	宝満山～三郡山（太宰府市・筑紫野市・宇美町）	0.5～2.0	ブナ・モミ
H27	脊振山（福岡市）	0.1～0.2	ブナ・アカガシ
H28	英彦山（添田町）	1.0～1.8	ブナ・モミ・スギ
H29	釈迦岳（八女市）	0.4～0.6	ブナ
H30	古処山～屏山（朝倉市・嘉麻市）	0.1～0.3	ブナ・アカガシ

※衰退度：目視により樹木の衰退度を、0（良好）～4（枯死）の5段階で評価

(5) オゾン層保護対策

冷蔵庫やカーエアコンなどの冷媒として使用されるフロン類は、大気中に放出されると地球を取り巻くオゾン層を破壊し、その結果、過度の紫外線が地上に到達して、皮膚ガンや白内障の増加など人の健康や自然の生態系に影響を及ぼすおそれがあります。また、オゾン層は破壊しないが極めて温室効果の高いフロン類（HFC）への転換が進展するのに伴い、地球温暖化防止の観点からもフロン類の排出を抑制することが必要となっています。

フロン類の排出抑制等に関連する法律は、「家電リサイクル法」、「フロン排出抑制法」及び「自動車リサイクル法」があります。家電リサイク

ル法は家庭用の冷蔵庫及びルームエアコンの冷媒フロンの回収について、フロン排出抑制法は業務用冷凍空調機器の冷媒フロンの排出抑制について、自動車リサイクル法は使用済自動車のカーエアコンのフロン冷媒回収について、それぞれ規定しています。

特に、フロン排出抑制法では、冷媒フロンの大気中への放出の禁止規定や業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類充填回収業者の責務などが定められているため、本県は、充填回収業者や解体現場等への立入検査や指導及び必要な情報の提供を行うなどフロン類の適正な排出抑制に努めています。

第3節 水環境の保全

〔水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

本県では、国（国土交通省九州地方整備局）や政令市などとともに、水質測定計画に基づき、公共用水域や地下水における水質の汚濁状況を常時監視しています。

また、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、計画的かつ効率的な污水处理施設の整備を目的とする污水处理構想を策定し、県、市町村、そして県民が一体となって、下水道、集落排水、浄化槽等の整備を進めています。

1 水環境の現況

〔環境保全課〕

〔水質汚濁防止法〕

県内の公共用水域の水質については、水質測定計画に基づき、国（国土交通省九州地方整備局）、独立行政法人水資源機構、北九州市、福岡市、久留米市とともに183の環境基準点（河川144、海域34、湖沼5）で環境基準の達成状況を監視しています。

汚濁状況は、水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例、瀬戸内海環境保全特別措置法等による排水規制及び事業場における排水処理施設の整備並びに生活排水対策の推進等により改善が図られています。

環境基準項目のうち、健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）については、カドミウムなど27項目が定められています。また、生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準）は、生物化学的酸素要求量（BOD）※、化学的酸素要求量（COD）※等の13項目が定められています。

水質汚濁の代表的指標であるBOD（河川）又はCOD（海域、湖沼）の環境基準達成率を公共用水域全体で見ると、平成30（2018）年度は76.1%となっています。

閉鎖性水域※の富栄養化※の指標である全窒素及び全リンの環境基準達成率は、海域では全窒素、全リンとも高い割合で推移しており、30（2018）年度は全窒素が88.9%、全リンが77.8%となっています。

また、湖沼においては、全リンの環境基準達成率が低い状況が続いており、30（2018）年度は25.0%となっています。

健康項目については、海水の影響によりふっ素又はほう素が超過した地点を除く河川、海域、湖沼において環境基準を達成しています。

（1）河川の現況

県内には、遠賀川、筑後川、矢部川などの大規模河川が貫流し、また、多くの中小河川が流れています。

河川の水質の状況については、国、県、北九州市、福岡市及び久留米市で分担して144の環境基準点において水質測定を実施しています。近年の水質の状況は、降雨状況等により変動はあるものの、改善傾向にあります。

平成30（2018）年度においては、BODについて142の環境基準点のうち107地点で環境基準を達成しています。

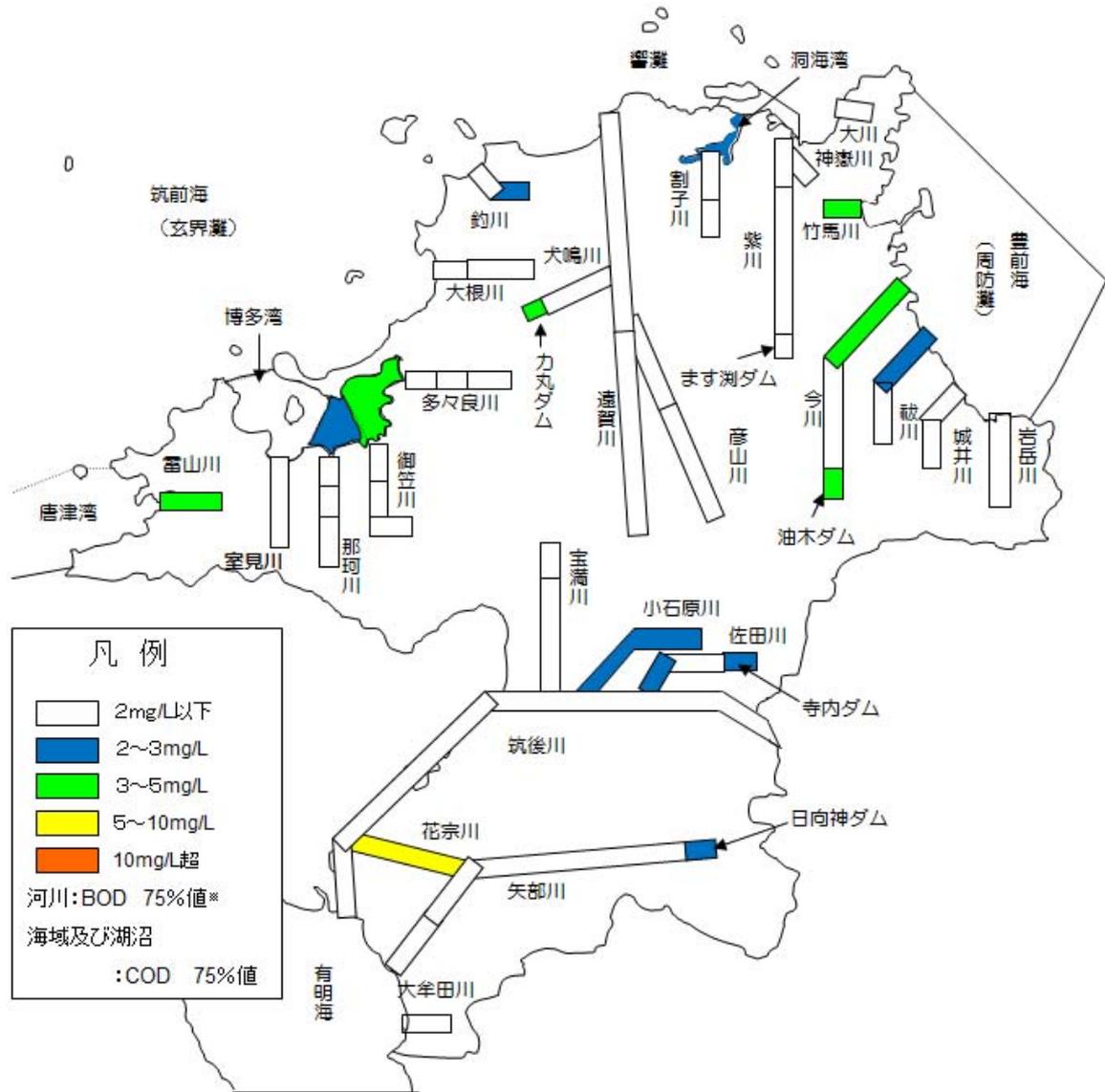
※生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物などを微生物が分解するときに消費する酸素量のことで、河川や工場排水の汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行しています。

※化学的酸素要求量（COD）：水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費する酸素量のことで、海域や湖沼などの汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行しています。

※閉鎖性水域：ダム湖等の湖沼や湾・灘など陸岸に囲まれ水が滞留しやすい水域をいい、これらの水域は富栄養化による各種利水障害が生じやすいという特徴があります。

※富栄養化：閉鎖性水域に窒素・リン等の栄養塩類が多い状態になることです。藻類の異常繁殖により赤潮等の原因となります。

県内主要水域水質汚濁概況図



※75%値：測定データを、値が小さいものから順に並べ、データ数の75%目に当たる値であり、データが12個あれば、値の小さいものから9番目のデータが75%値となります。河川のBOD、海域及び湖沼のCODは、この75%値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると判断されます。

(2) 海域の現況

本県は、瀬戸内海（豊前地先海域及び北九州地先海域）、筑前海（博多湾及び唐津湾を含む）、有明海と、三方を個性ある海に囲まれています。また、そのうち瀬戸内海、有明海、博多湾及び唐津湾は、閉鎖性の高い海域となっています。

県、北九州市及び福岡市では、豊前地先海域4地点、北九州地先海域6地点、筑前海2地点、博多湾8地点、有明海11地点、唐津湾3地点の計34の環境基準点において水質測定を実施しています。平成30（2018）年度は、CODについて33の環境基準点のうち27の地点で環境基準を達成しています。

また、全窒素及び全リンについては、8（1996）年度に博多湾が、9（1997）年度には洞海湾、響灘及び周防灘が、11（1999）年度には有明海が、13（2001）年度には唐津湾が類型指定されています。これら9水域で30（2018）年度に実施した全窒素及び全リンの測定結果では、全窒素が8水域、全リンが7水域で環境基準を達成しています。

(3) 湖沼の現況

県内で類型指定が行われている湖沼は、遠賀川水系八木山川の力丸ダム、筑後川水系佐田川の寺内ダム、矢部川の日向神ダム、今川の油木ダム、紫川のます淵ダムの人工湖（ダム湖）5か所で、天然の大規模湖沼はありません。

力丸ダム、日向神ダム及び油木ダムは県、寺内ダムは独立行政法人水資源機構、ます淵ダムは北九州市により、環境基準点において水質を測定しています。

平成30（2018）年度は、CODについて5つの環境基準点のうち3地点で環境基準を達成しています。また、全リンについては4水域で類型指定されており、30（2018）年度は1水域で環境基準を達成しています。

(4) 地下水の現況

県内における地下水の水質汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき、地下水調

査を実施しています。

ア 概況調査

地域の地下水質の概況を把握するために実施している調査です。県では、平成9（1997）年度から県域を10kmメッシュに区画し、これを更に5kmで4区画に分割して、環境基準項目を中心に概況調査を実施しています。

30（2018）年度は環境基準項目28項目及び要監視項目5項目について42井戸で概況調査を実施し、2井戸で砒素が、1井戸でふっ素が環境基準値を超えて検出されました。

なお、概況調査は国土交通省や市町村においても実施しており、30（2018）年度は県全体で103井戸の調査を実施しています。

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等において井戸の汚染が判明した地域で、汚染の範囲を確認するためなどに実施する調査です。

県及び市町村では、平成30（2018）年度は調査を実施しませんでした。

ウ 継続監視調査

過去に環境基準超過が判明した地区について、汚染井戸及び非汚染井戸を選定し、汚染の継続的な監視を行う調査です。

県では、平成30（2018）年度は2市1町の35井戸で、テトラクロロエチレン等について、モニタリングを実施しました。市町村では3市2町が実施しており、30（2018）年度は県全体で64井戸について調査しました。

(5) 海水浴場等

県内の主要な海水浴場等については、毎年度、県及び政令市が遊泳期間前と遊泳期間中に水質調査を実施しています。

平成30（2018）年度は、19の海水浴場で調査した結果、遊泳不適の海水浴場はありませんでした。

また、海水浴場の放射能調査の結果、全ての海水浴場の海水から放射性物質は検出されず、海水浴に支障がないことが確認されました。

生活環境項目（BOD、COD）に関する水域別環境基準達成状況

区分	水域名	測定地点数	達成率（%）及び達成地点数				
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
河川	豊前海流入河川	21	33.3 (7)	90.5 (19)	66.7 (14)	28.6 (6)	38.1 (8)
	北九州市内河川	26	100 (26)	100 (26)	100 (26)	100 (26)	100 (26)
	遠賀川	16	87.5 (14)	100 (16)	93.8 (15)	87.5 (14)	93.8 (15)
	筑前海流入河川	15	86.7 (13)	86.7 (13)	93.3 (14)	53.3 (8)	80.0 (12)
	博多湾流入河川	23	100 (23)	100 (23)	100 (23)	91.3 (21)	91.3 (21)
	筑後川	20	75.0 (15)	80.0 (16)	75.0 (15)	90.0 (18)	70.0 (14)
	矢部川	12	58.3 (7)	75.0 (9)	75.0 (9)	91.7 (11)	41.7 (5)
	大牟田市内河川	9	66.7 (6)	88.9 (8)	77.8 (7)	55.6 (5)	66.7 (6)
小計	142	78.2 (111)	91.5 (130)	86.6 (123)	76.8 (109)	75.4 (107)	
海域	豊前地先海域	4	100 (4)	75.0 (3)	25.0 (1)	50.0 (2)	75.0 (3)
	北九州地先海域	6	100 (6)	100 (6)	100 (6)	100 (6)	100 (6)
	筑前海	2	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
	博多湾	8	62.5 (5)	37.5 (3)	62.5 (5)	50.0 (4)	37.5 (3)
	有明海	10	100 (10)	100 (10)	100 (10)	100 (10)	100 (10)
	唐津湾	3	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)
小計	33	90.9 (30)	81.8 (27)	81.8 (27)	81.8 (27)	81.8 (27)	
湖沼	力丸ダム	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	日向神ダム	1	0 (0)	0 (0)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	寺内ダム	1	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	油木ダム	1	0 (0)	100 (1)	100 (1)	0 (0)	0 (0)
	ます淵ダム	1	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
小計	5	40.0 (2)	60.0 (3)	80.0 (4)	60.0 (3)	60.0 (3)	
総計	180	79.4 (143)	88.9 (160)	85.6 (154)	77.2 (139)	76.1 (137)	

(注) 1 () 内数値は、環境基準達成測定地点数を示す。

2 河川はBOD (75%値)、海域・湖沼はCOD (75%値) の達成状況を示す。

生活環境項目（全窒素、全リン）に関する水域別環境基準達成状況

区分	水域名	水域数	項目名	達成率（%）及び達成水域数				
				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
海 域	豊前地先海域	1	全窒素	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
			全リン	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	北九州地先海域	2	全窒素	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
			全リン	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
	博多湾	3	全窒素	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)
			全リン	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)
	有明海	2	全窒素	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	50 (1)
			全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	唐津湾	1	全窒素	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
			全リン	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
計	9	全窒素	100 (9)	100 (9)	100 (9)	100 (9)	88.9 (8)	
		全リン	77.8 (7)	77.8 (7)	77.8 (7)	77.8 (7)	77.8 (7)	
湖 沼	力丸ダム	1	全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	寺内ダム	1	全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	油木ダム	1	全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ます渚ダム	1	全リン	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	計	4	全リン	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)

(注) () 内数値は、環境基準達成水域数を示す。

地下水調査結果(平成30年度)

調査区分	実施主体		国土交通省		政令市・中核市		その他の市町村		調査井戸 延数
	市町村数	井戸数	市町村数	井戸数	市町村数	井戸数	市町村数	井戸数	
概況	34	42 (3)	3	5 (1)	3	28 (0)	3	28 (9)	103 (13)
汚染井戸 周辺地区	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)
継続監視	3	35 (4)	0	0 (0)	3	51 (28)	2	5 (0)	91 (32)

(注) () 内の数値は、環境基準超過のあった井戸の数を示す。
(注) 県の継続監視調査については、土壌汚染対策関連調査を含む。

2 水質監視体制

【環境保全課】

県内の公共用水域の水質の実態を明らかにす

るため、本県では毎年度水質測定計画を定め、国、政令市及びその他の市町村と分担協力して、水質調査を実施しています。

令和元年度水質測定計画（公共用水域調査）の概要

調査区分	県		国 (国土交通省・(独)水資源機構)		政令市・中核市		その他の市町村		合計	
	地点数	延回数	地点数	延回数	地点数	延回数	地点数	延回数	地点数	延回数
河川	81	884	28	304	104	842	132	646	345	2,676
海域	19	348	-	-	29	616	-	-	48	964
湖沼	9	132	7	108	1	36	-	-	17	276
合計	109	1,364	35	412	134	1,494	132	646	410	3,916

令和元年度水質測定計画（地下水調査）の概要

調査区分	県			国 (国土交通省)			政令市・中核市			その他の市町村			合計 井戸延数
	市町村数	井戸数	井戸延数	市町村数	井戸数	井戸延数	市町村数	井戸数	井戸延数	市町村数	井戸数	井戸延数	
概況	33	49	49	10	25	100	3	29	29	3	28	28	206
継続監視	3	35	35	-	-	-	3	51	78	2	4	4	117

3 環境基準類型指定

【環境保全課】

環境基準のうち生活環境の保全に関する項目については、現況の水質や利水状況等を勘案して、水域ごとに環境基準の目標レベル（類型）を設けることになっており、これを類型指定といたします。

公共用水域の類型指定については、昭和40年代から50年代にかけて国及び都道府県が行っており、本県においても、40年代後半から50年代前半にかけて水域ごとに類型指定を行いました。

その後、相当の期間が経過し、水域の利用の態様に変化が見られることから、本県では、水域類型の見直しを順次行っており、平成26

(2014)年度には大牟田市内河川に係る類型見直しについて告示をしました。

また、15(2003)年度には、水生生物保全の観点から「水生生物の保全に係る水質環境基準」が新たに設けられ、22(2010)年9月24日付けで国により県内の3水域が類型指定されました。本県では、26(2014)年度から、類型指定に向けた水質及び生物の調査を開始し、29(2017)年4月7日付けで博多湾流入河川及び大牟田市内河川、30(2018)年3月23日付けで豊前海流入河川及び遠賀川水系、31(2019)年3月29日付けで筑前海流入河川、矢部川水系及び日向神ダムの類型指定を行いました。今後、他の水域についても順次類型指定を行う予定です。

水域類型指定見直し状況

年月日	水域	区分
平成8年6月14日	博多湾及び博多湾流入河川	環境基準類型指定及び見直し
平成10年4月1日	北九州市内河川	環境基準類型指定及び見直し
平成11年3月31日	豊前海流入河川(北部)	環境基準類型指定及び見直し
平成13年3月30日	遠賀川水系	環境基準類型指定及び見直し
平成13年10月31日	唐津湾水域	環境基準類型指定及び見直し
平成15年3月31日	ます淵ダム、油木ダム	環境基準類型指定
平成16年3月31日	豊前海流入河川(南部)	環境基準類型指定及び見直し
平成18年3月31日	矢部川水系	環境基準類型指定及び見直し
平成23年5月6日	筑後川水系	環境基準類型指定及び見直し
平成26年7月1日	大牟田市内河川	環境基準類型指定及び見直し
平成29年4月7日	博多湾流入河川、大牟田市内河川	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
平成30年3月23日	豊前海流入河川、遠賀川水系	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
平成31年3月29日	筑前海流入河川、矢部川水系、日向神ダム	水生生物の保全に係る環境基準類型指定

4 閉鎖性水域に係る水質保全対策

【環境保全課】

内湾、内海、湖沼等の閉鎖性の高い水域は、流入する汚濁物質が蓄積しやすい上、窒素及びリン等の栄養塩類の蓄積によって富栄養化することにより、湖沼においては浄水場のろ過障害や異臭味などの水道の利水障害が、海域においては赤潮等による漁業被害が生じるおそれがあることから、従来の水質保全対策に加え、次のような対策を実施しています。

(1) 瀬戸内海の水質汚濁防止対策

COD、窒素及びリンに係る総量削減制度の実施により、関係自治体と協力して総合的な対策を講じ、一層の水質保全を図っています。

なお、対象となる本県の瀬戸内海に係る指定地域は、北九州市(遠賀川流域を除く)、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡、田川郡添田町及び赤村(遠賀川流域を除く)の計3市6町1村です。

ア 総量削減計画

国は、平成28(2016)年9月30日に令和元(2019)年度を目標とする第8次総量削減基本方針(瀬戸内海)を策定しました。この総量削減基本方針に基づき、本県は「化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画(以下「第8次総量削減計画」という。))を策定し、29(2017)年6月20日に告示しました。

イ 総量規制基準

1日の平均排水量が50m³以上の指定地域内事業場の排出水に適用される規制基準です。

本県では、これまでの総量削減計画による取組の結果、大幅な負荷量削減が図られています。第8次総量削減計画においても引き続き現行の総量規制基準を適用し、削減目標の達成を目指しています。

(2) 有明海の水質汚濁防止対策

有明海では、平成12(2000)年度に大規模なりのり不作問題が発生しました。これを契機に、14(2002)年11月、有明海などの環境を保全するため、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」が施行されました。

これに伴い、本県では、15(2003)年3月に、再生に向けた施策を計画的に推進するため、「有明海の再生に関する県計画」を策定しました。

水質は、13(2001)年度以降改善が見られますが、一部の項目については環境基準をわずかに上回っており、関係機関と連携し、汚水処理施設の整備等に努めています。

(3) 閉鎖性海域の富栄養化防止対策

本県における閉鎖性の高い海域は、瀬戸内海、博多湾、唐津湾及び有明海であり、これらの流域内の事業場のうち、日平均排水量が50m³以上の特定事業場について、窒素及びリンの排水規制が、平成5(1993)年10月から実施されています。

本県では、これらの事業場の排水に対する監視・指導を実施しています。

5 発生源対策

【環境保全課】

(1) 工場・事業場対策

水質汚濁防止法では、特定施設の設置又は構造の変更等についての届出及び排水基準の遵守等を規定しています。

本県では、同法に基づいて工場・事業場から届出のあった内容を審査するとともに、特定事業場の立入検査を実施しています。

また、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」により、国の定めた基準よりも厳しい上乘せ排水基準を設定し、汚濁物質の規制強化を実施しています。

さらに、閉鎖性の高い海域における富栄養化の防止を目的として、富栄養化の要因物質である窒素及びリンに係る排水規制を法に基づき実施しています。

ア 特定施設の届出状況

平成30(2018)年度末における特定事業場(瀬戸内海環境保全特別措置法の許可を含む)の総数は5,142事業場であり、そのうち排水基準が適用される有害物質関係及び日平均排水量50m³以上の特定事業場は891事業場で全体の

17.3%を占めています。

水質汚濁防止法による届出特定事業場数

(瀬戸内海環境保全特別措置法による許可を含む)
(平成31年3月31日現在)

区 分	特定事業場数				計
	県	北九州市	福岡市	久留米市	
排水量 50 m ³ /日以上	662	57	26	41	786
有害物質関係 (排水量 50 m ³ /日未満)	78	15	3	9	105
小 計	740	72	29	50	891
上記以外	3,398	228	333	292	4,251
合 計	4,138	300	362	342	5,142

イ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可制度

一定規模以上の特定事業場における特定施設の設置又は構造等の変更については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき許可制が採用されています。

本県及び北九州市では、特定施設の設置等の許可に際して、水質事前評価を基に周辺公共用水域の水質悪化のおそれがないか等について、審査を行っています。

ウ 立入調査（排水基準監視調査等）

本県では、排水基準が適用される特定事業場に対して立入検査等を行い、基準違反に対しては改善命令等の行政措置を講じることにより、排水水質の改善を図っています。

また、排水基準が適用されない小規模な特定事業場に対しては、「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づいて排水水質の改善指導を行っています。

エ 水質事故時の措置

水質汚濁防止法では、特定事業場の設置者等に油等の流出による被害拡大を防止するための応急措置や、事故の状況等に関する知事への届出を義務付けています。

また、本県では、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成15（2003）年7月施

行）により、同法の対象とならない水質事故の場合の応急措置や届出を義務付けているほか、油回収等の措置命令に係る規定を設けています。

なお、水質事故が発生した場合には、河川管理者、水道事業者等の関係機関と連絡を取り合い、適切な措置を図っており、原因者が判明した場合には、原因物質の除去等の対策を指導するとともに、必要に応じて水質検査を実施しています。

特に、油流出事故に関しては発生件数が多いことから、関係事業者等に対する事故の発生防止に関する注意喚起や通報の徹底及び関係機関との連携強化を図っています。

水質汚濁防止法等に基づく

立入検査、改善命令、罰則の適用等の状況

(平成30年度)

内容		県・政令市の別					計
		県	北九州市	福岡市	久留米市		
第22条	水質立入検査	昼間	393	122	37	37	589
		夜間	0	18	0	0	18
		計	393	140	37	37	607
	構造立入検査	昼間	11	38	7	5	61
		夜間	0	0	0	0	0
計	11	38	7	5	61		
第13条	改善命令等	改善命令	2	0	0	0	2
		一時停止命令	0	0	0	0	0
第13条の2	改善命令等	改善命令	0	0	0	0	0
		一時停止命令	0	0	0	0	0
第13条の3	改善命令等	改善命令	0	0	0	0	0
		一時停止命令	0	0	0	0	0
第23条	措置要請	0	0	0	0	0	
行政指導		29	14	0	8	51	
第14条の2	事故時の措置命令	0	0	4	0	4	
第18条	緊急時の措置命令	0	0	0	0	0	
第31条	罰則の適用	直罰	0	0	0	0	0
その他の条項		その他	0	0	0	0	0

(2) 生活排水対策

生活排水の処理施設の整備が遅れている水域においては、河川の水質改善が進まない状況が続いており、水質保全行政の重要課題の一つとなっています。このため、平成2（1990）年の法改正では、生活排水対策の推進に関する規定が設けられました。

これまでに、水質環境基準達成率の低い水域

などの13地域(12市7町)を、生活排水対策重点地域として指定しています。

生活排水対策重点地域に指定された市町については、「生活排水対策推進計画」を策定し、下水道、合併処理浄化槽等の整備のほか、水質浄化に関する啓発活動を行っています。また、十分な成果が表れていない地域があり、今後も当該市町に対し水質改善に向けた対策を講ずるよう働きかけを行っていきます。

(3) ゴルフ場農薬に係る調査等

本県では、ゴルフ場農薬に係る自主管理体制を徹底させるために、ゴルフ場に対する調査・指導等を実施しています。

平成30(2018)年度において、県では、8ゴルフ場に対し調査を実施しました。県内市町村では、3市1町が実施しており、県全体で16ゴルフ場に対し調査を実施しました。

この結果を踏まえ、各ゴルフ場に対し自主検査の徹底等の指導を行いました。

6 地下水保全対策

【環境保全課】

本県では、昭和59(1984)年からトリクロロエチレン等3物質に係る地下水調査を開始し、飲用井戸等衛生対策指導実施要領の制定(63(1988)年4月)等により、飲用水の衛生確保等の対策を講じてきました。

平成9(1997)年度からは地下水の環境基準項目を中心に調査を実施し、基準超過の場合には、汚染範囲の確認や原因究明等に取り組んでいます。

また、水質汚濁防止法の改正(24(2012)年6月施行)により、有害物質を使用、貯蔵する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録、保存を義務付ける規定が設けられたことから、同法に基づく特定事業場等の立入検査の際には、有害物質の地下浸透防止策及び使用や排出の状況の確認を行っています。

さらに、同法では、地下水の保全に関する規定の対象が特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に限定されていることから、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例において、法の対象とならない地下水汚染事例に対応するための規定を設け、有害物質による地下水汚染の防止等に努めています。

7 汚水処理構想

(1) 汚水処理構想

【下水道課】

汚水処理構想とは、計画的かつ効率的に汚水処理施設を整備するため、都道府県が市町村の意見を反映させた上で策定するものです。

本構想では、各種汚水処理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)の有する特性等を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、地域特性を考慮し、最適な整備手法を選定しています。

汚水処理構想の策定により、各種汚水処理施設が計画的かつ効率的に整備されることで、より一層の整備期間の短縮と整備費用の縮減が図られ、未普及地区における汚水処理施設の早期普及が可能となります。

また、既整備地区における改築更新の最適化を図ることで改築費用の抑制、維持管理費の縮減を図り、持続可能な汚水処理の運営を可能とするものです。

本県では、平成6(1994)年度に「福岡県汚水処理構想」を策定し、その後、14(2002)年度及び20(2008)年度に見直しを行ったところです。

26(2014)年1月に農林水産省、国土交通省、環境省の3省から「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」が発出され、社会情勢等を踏まえた都道府県構想の見直しが求められており、本県においても29(2017)年3月、『福岡県汚水処理構想～ふくおか水環境ビジョン～』を策定しました。

(2) 下水道の整備

【下水道課】

ア 流域下水道の整備

流域下水道とは、特に水質保全が必要である水域を対象として、2以上の市町村の区域から発生する下水を排除し、終末処理場を有するもの又は雨水のみを排除し流量を調整する施設を有するものです。幹線管渠、ポンプ場、処理場及び雨水調整池などの建設及び管理は原則として県が行います。処理区域内の下水は、それぞれの市町村が整備する公共下水道（流域関連公共下水道）によって集められ、流域下水道の幹線管渠に接続し処理場で浄化します。

本県で実施している流域下水道は、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川及び遠賀川中流の8か所です。平成18（2006）年度までに全8か所の流域下水道が供用を開始しています。（次頁上段表参照）

イ 公共下水道の整備

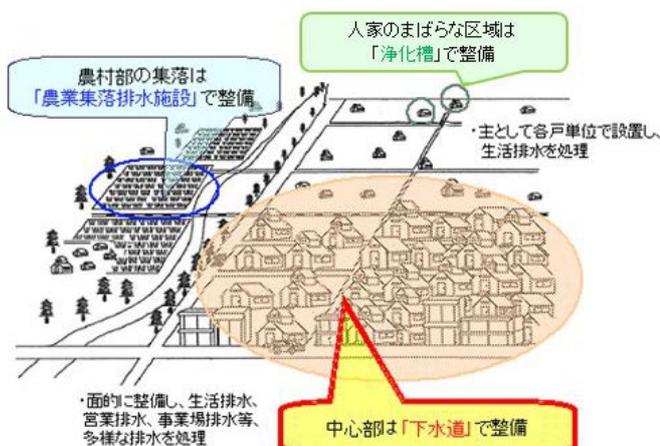
快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質を保全するためには、公共下水道をはじめとした污水处理施設の整備は必要不可欠であり、特に公共下水道については中小市町村の普及促進が今後の大きな課題です。

本県においては、「福岡県污水处理構想」を策定し、污水处理施設の整備を進めています。

現在、公共下水道に着手しているのは次頁の中段の表のとおり27市20町です。

平成30（2018）年度末における公共下水道の処理人口普及率は82%と、全国平均79%を上回っていますが、北九州市、福岡市を除くと65%と低い現状にあります。今後も、污水处理構想に基づき、計画的かつ効率的に整備していきます。（次頁表参照）

役割分担のイメージ

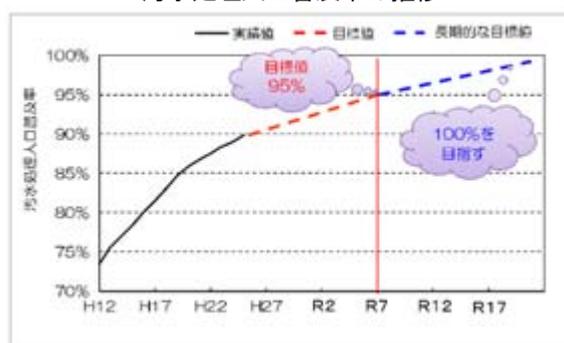


本污水处理構想では、中期の目標年度をおおむね10年後の令和7（2025）年度とし、県全体での污水处理施設の概成を目標とします。

具体的には、県内自治体の污水处理人口普及率の現状や過去の整備実績、今後の取り組む施策を踏まえ、中期「令和7（2025）年度」における本県の污水处理人口普及率「95%」を目標とします。

また、長期的（令和17（2035）年度）の見通しとしては持続可能な污水处理の運営管理を図ることを目的に、各自治体の計画に基づき污水处理施設立地の適正化を目指します。

污水处理人口普及率の推移



污水处理人口普及率の見通し

		現在 (平成25年度)	中期 (令和7年度)
污水处理人口 (人)	下水道	4,038,770	4,337,020
	農業集落排水	49,829	43,188
	漁業集落排水	6,099	3,873
	コミュニティプラント	13,924	6,460
	浄化槽	478,555	415,455
計		4,586,977	4,805,796
未普及人口 (人)		521,141	215,942
合計(行政人口) (人)		5,108,118	5,021,738
污水处理人口普及率(%)の見通し		89.8%	95.7%

福岡県流域下水道の事業概要

(平成 31 年 3 月現在)

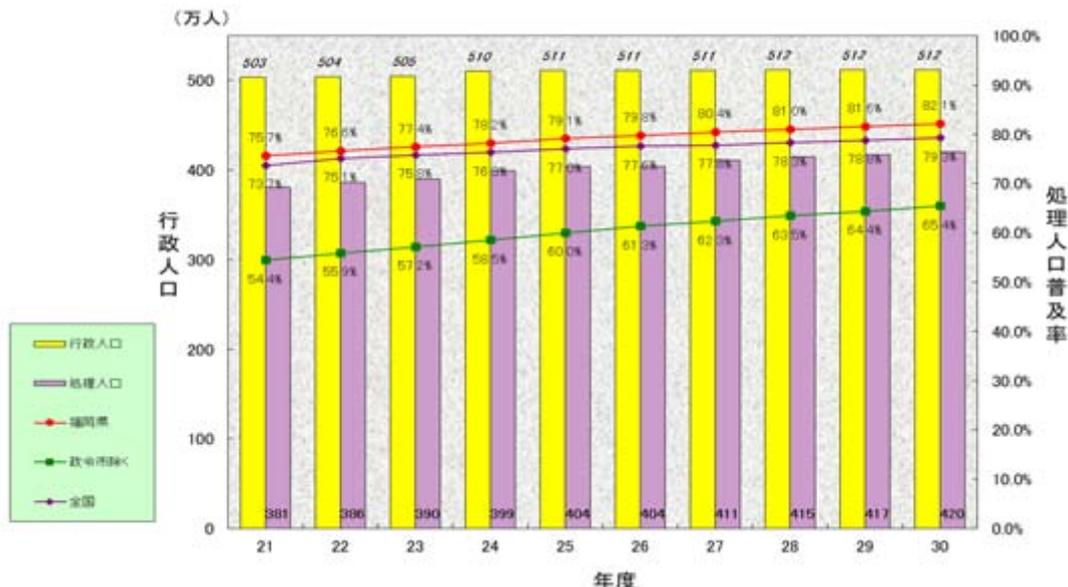
箇所名	御笠川那珂川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流	
処理区名	御笠川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流	
着手(当初事業認可)年度	S.46	S.60	S.59	H.5	H.6	H.7	H.9	H.11	
処理開始年度	S.50	H.6	S.63	(H.10)	(H.15)	H.15	H.18	H18	
全体計画	計画面積(ha)	9,701	4,667	1,065	1,948	2,652	3,441	2,900	
	計画人口(千人)	676.1	198.5	49.3	51.9	62.1	83.2	72.6	65.5
	計画処理能力(m ³ /日)	267,400	65,500	26,810	22,800	27,000	35,000	34,000	28,700
	管渠延長(km)	29.3	31.7	9.7	32.5	30.8	19.1	28.8	33.1
30年度末	計画面積(ha)	8,971	3,470	956	1,251	1,684	1,896	1,282	671
	計画人口(千人)	693.8	188.5	53.3	51.3	58.9	81.2	40.3	22.1
	計画処理能力(m ³ /日)	190,061	44,789	23,336	-	15,758	17,501	10,205	4,011
	管渠延長(km)	29.3	31.7	7.7	23.6	30.8	19.1	28.8	29.7
関連市町名	(6市) 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	(6町) 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 山屋町 粕	(2市) 小郡市 筑紫野市	(2市2町) 筑紫野市 太宰府市 筑前町 基山町 (佐賀県)	(2市1町) 小郡市 朝倉市 大刀洗町	(1市3町) 中間市 水巻町 遠賀町 鞍手町	(3市1町) 八女市 筑後市 みやま市 広川町	(2市1町) 直方市 方若市 小竹町	

- ※ 全体計画の計画処理水量は日最大汚水量、平成 28 年度末処理水量については日平均流入水量である。
- ※ 宝満川上流流域下水道については、平成 10 年 4 月 1 日から宝満川浄化センターで処理している。
- ※ 宝満川流域下水道の処理水量には、宝満川上流流域下水道の処理水を含んでいる。

公共下水道事業実施市町村 (平成 31 年 3 月現在)

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、筑前町、大刀洗町、広川町、荏田町、みやこ町、吉富町、築上町
(27市20町)

下水道普及率の推移



福岡県の下水道普及率

(平成 31 年 3 月現在)

市町村名	処理場名 (流域処理場)	行政人口 (人) A	処理人口 (人) B	整備面積 (ha)	水洗化人口 (人) C	下水道整備率 (%) B/A	水洗化率 (%) C/B	備考
1 公共下水道(政令市)								
北九州市	皇后崎・新町・日明・北湊・曾根	950,182	948,806	16,401	944,228	99.9%	99.5%	特環含む
福岡市	中部・東部・和臼・西部・西戸崎・新西部	1,541,250	1,536,410	17,048	1,530,676	99.7%	99.6%	特環・(御笠川)含む
小計	(2市)	2,491,432	2,485,216	33,449	2,474,904	99.8%	99.6%	
2 公共下水道(一般市、町)								
大牟田市	北部・南部	114,496	74,740	1,757	53,349	65.3%	71.4%	
久留米市	中央・南部・田主丸	304,703	251,242	5,142	226,272	82.5%	90.1%	特環含む
飯塚市	飯塚	128,286	59,497	1,548	52,653	46.4%	88.5%	
柳川市	柳川	66,002	12,380	399	9,332	18.8%	75.4%	
大川市	大川市	34,207	8,923	222	6,011	26.1%	67.4%	
行橋市	行橋	73,208	15,399	316	12,727	21.0%	82.6%	
豊前市	豊前市	25,496	10,231	443	8,070	40.1%	78.9%	
宗像市	宗像	96,816	93,649	2,613	92,550	96.7%	98.8%	
古賀市	古賀	59,234	50,457	967	46,333	85.2%	91.8%	
福津市	福岡・津屋崎	65,102	64,348	1,278	57,465	98.8%	89.3%	特環含む
糸島市	前原・黒磯	101,450	67,931	1,094	64,447	67.0%	94.9%	特環含む
新宮町	新宮中央	32,916	27,033	421	25,841	82.1%	95.6%	<福岡市和臼>
芦屋町	芦屋町	13,838	13,832	524	13,733	99.9%	99.3%	特環含む
岡垣町	岡垣町	31,626	28,482	713	26,030	90.1%	91.4%	
筑前町	三輪中央	29,666	26,701	775	22,143	90.0%	82.9%	(宝満上流)含む
荏田町	荏田町	37,620	18,670	379	13,984	49.6%	74.9%	
みやこ町	豊津	19,733	1,516	34	1,319	7.7%	87.0%	
吉富町	吉富	6,847	3,660	136	1,820	53.5%	49.7%	
築上町	椎田・築城	18,196	4,988	138	3,670	27.4%	73.6%	特環含む
小計	(11市8町)	1,259,442	833,679	18,899	737,749	66.2%	88.5%	
3 流域関連公共下水道								
春日市	御笠川那珂川	113,157	113,157	1,380	112,292	100.0%	99.2%	
大野城市	流域下水道	100,597	100,562	1,466	100,287	100.0%	99.7%	
大宰府市	(御笠川浄化センター)	71,598	71,243	1,423	69,492	99.5%	97.5%	(宝満上流)・特環含む
筑紫野市		103,818	98,420	1,608	96,717	94.8%	98.3%	(宝満)・(宝満上流)・特環含む
那珂川市		50,245	49,537	705.76	48,697	98.6%	98.3%	特環含む
志免町	多々良川	46,080	46,034	801	44,157	99.9%	95.9%	
粕屋町	流域下水道	47,530	46,657	740	44,986	98.2%	96.4%	
宇美町	(多々良川浄化センター)	37,299	32,727	658	30,685	87.7%	93.8%	
篠栗町		31,373	30,205	512.7	29,228	96.3%	96.8%	
須恵町		28,628	24,646	444	21,535	86.1%	87.4%	
久山町		8,963	8,477	313	8,034	94.6%	94.8%	<福岡市東部>・特環含む
小郡市	筑後川中流右岸	59,527	55,828	1,246	50,790	93.8%	91.0%	(宝満)含む
朝倉市	流域下水道	53,189	21,248	900	19,320	39.9%	90.9%	(単)朝倉・(単特環)秋月含む
大刀洗町	(福童浄化センター)	15,659	14,092	526	12,275	90.0%	87.1%	
中間市	遠賀川下流	41,785	32,107	709	27,313	76.8%	85.1%	
水巻町	流域下水道	28,381	25,412	523	22,756	89.5%	89.5%	
遠賀町	(遠賀川下流浄化センター)	19,332	15,566	364	13,961	80.5%	89.7%	
鞍手町		15,978	8,099	300	6,325	50.7%	78.1%	
直方市	遠賀川中流	56,645	17,584	508	12,578	31.0%	71.5%	
宮若市	流域下水道	28,091	3,792	172	2,149	13.5%	56.7%	特環含む
小竹町	(遠賀川中流浄化センター)	7,688	683	29	267	8.9%	39.1%	
筑後市	矢部川	49,173	17,624	480	12,697	35.8%	72.0%	
八女市	流域下水道	63,371	12,640	452	9,379	19.9%	74.2%	
みやま市	(矢部川浄化センター)	37,475	3,307	123.8	2,157	8.8%	65.2%	(単)上長田含む
広川町		19,650	7,954	281	5,118	40.5%	64.3%	
小計	(13市12町)	1,135,232	857,601	16,665	803,195	75.5%	93.7%	
4 特定環境保全公共下水道								
うきは市	屋部・吉井・浮羽	29,572	26,959	1,015	21,573	91.2%	80.0%	
小計	(1市)	29,572	26,959	1,015	21,573	91.2%	80.0%	
5 その他市町村								
小計	(2市9町2村)	201,017						
県総計	(28市30町2村)	5,116,695	4,203,455	70,028	4,037,421	82.2%	96.1%	
【政令市除く】		2,625,263	1,718,239	36,579	1,562,517	65.5%	90.9%	

注) 行政人口は、平成 31 年 3 月末現在の住民基本台帳人口。
 処理場名において、()は流域処理場、< > は他市町の処理場。

(3) 農業集落排水污水处理施設の整備

【農村森林整備課】

農業集落排水污水处理施設（以下「農業集落排水施設」という。）の整備は、農業集落からのし尿、生活雑排水などの汚水や雨水を処理するための污水处理施設・管路施設、発生汚泥をリサイクルするためのコンポスト施設などの整備を通じて、農業用水の水質や農村生活環境の改善が図られるほか、河川や湖沼などの公共用水域の水質保全に貢献しています。

ア 施設の長寿命化に向けた取組

農業集落排水施設は、昭和 59（1984）年から整備が始まり、これまで 71 地区で供用開始され、整備人口は 50,756 人と、農村地域の生活環境の改善に大きく寄与しています。

近年では農業集落排水施設の整備が進み、県内の新規処理場建設数は減ってきています。しかしながら、既存施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化を図るため、施設の性能の低下や劣化等の状況を把握する機能診断を行い、ポンプ施設の部分更新など機能強化対策に取り組んでいます。

本県では、平成 18（2006）年度から 30（2018）年度までに 21 地区の機能診断を実施し、また、20（2008）年度から 30（2018）年度に機能強化対策を 9 地区（うち 3 地区継続中）で実施しました。

イ 今後の課題

今後は、施設の設置後 20 年を超える地区が急速に増加することを踏まえ、計画的に機能診断等を行い、老朽化対策を講じることが必要です。

(4) 漁業集落排水施設の整備

【水産振興課】

漁業集落排水施設の整備により、漁業集落からのし尿、生活雑排水などの汚水や雨水を処理するための処理施設や管路施設などの整備を通じて、漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善が図られます。

漁業集落排水施設は、昭和 54（1979）年から整備が始まり、これまで 13 地区で供用開始さ

れ、整備人口は 5,498 人と、漁業集落の生活環境の改善に大きく寄与しています。

漁業集落排水施設の整備が進み、県内の新規処理場建設数は減ってきています。

しかしながら、供用開始から長期間経過した施設が増加し、塩害など厳しい状況におかれている既存施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化を図るため、施設の性能の低下や劣化等の状況を把握する機能診断を行い、ポンプ施設の部分更新など改築工事に取り組んでいます。

平成 30（2018）年度までに対象となる 12 地区全てで機能診断を実施し、また、改築工事を 10 地区（うち 5 地区継続中）で実施しました。

今後は、計画的に機能診断等を行い、老朽化対策を講じることが必要です。

(5) 浄化槽等の整備

【廃棄物対策課】

ア 浄化槽の現況

本県の浄化槽の設置基数は、平成 30（2018）年度末で約 18 万基に達しており、うち約 4 万 6 千基がし尿のみを対象とする単独処理浄化槽、残りの約 13 万 4 千基が、生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽です。

イ 浄化槽整備促進のための施策

公共用水域の水質汚濁の主な原因は、生活排水です。合併処理浄化槽は、下水道が未整備又は整備が困難な地域における生活排水対策に有効であり、これを推進するため、昭和 62（1987）年度に市町村の整備事業に対する国庫補助制度が、平成元（1988）年度からは、県費補助制度も創設されました。

また、9（1997）年度からは、合併処理浄化槽の面的かつ計画的な整備を図るため、市町村が設置及び維持管理主体となって合併処理浄化槽を整備する浄化槽市町村整備推進事業等に対する県費補助制度も創設し、より安定した管理体制の下で合併処理浄化槽の整備を促進しています。

さらに、29（2017）年度からは、合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽、汲み取り

便槽の撤去費及び配管費に対する県費補助を新たに行うこととし、合併処理浄化槽の普及に努めています。

30（2018）年度は、45市町村において県費による補助事業を実施しており、30（2018）年度までに約10万基の浄化槽が整備されました。

なお、単独処理浄化槽は、13（2001）年4月の浄化槽法等の改正により新設できなくなりました。

ウ 浄化槽の適正管理のための対策

〔浄化槽法〕

浄化槽が十分な性能を発揮するためには、維持管理（保守点検及び清掃）が適正に行われていることが必要です。このため、浄化槽管理者は、年に1回、都道府県知事の指定する検査機関による浄化槽の検査（11条検査）を受けることが義務付けられており、その結果に基づき、

維持管理や施設の改善等を行うこととされています。

11条検査については、従来から受検率が低位に推移していたことから、受検率の向上と、検査結果に基づく的確な指導の推進を図るため、平成10（1998）年4月から、検査項目への生物化学的酸素要求量（BOD）の導入、検査の一部効率化など、検査方法の大幅見直しが行われました。

また、浄化槽法が18（2006）年2月に改正され、法の目的に公共用水域等の水質保全が明示されたことから、本県では浄化槽の適正な維持管理について、更に周知を図っています。

平成13年4月の改正により、浄化槽法では、合併処理浄化槽のみが「浄化槽」として定義されていますが、本書においては、便宜上、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽を合わせた総称を「浄化槽」と表記しています。

浄化槽設置基数

人槽	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
～20	153,170	152,973	154,844	156,089	157,870
21～100	18,173	17,986	17,963	17,974	18,018
101～300	3,284	3,244	3,228	3,212	3,211
301～500	654	640	627	618	616
501～1,000	220	218	213	213	211
1,001～2,000	110	110	109	109	110
2,001～5,000	47	47	47	46	45
5,001～	6	6	6	6	6
合計 (うち合併処理浄化槽)	175,664 (125,617)	175,224 (127,401)	177,037 (129,862)	178,267 (131,566)	180,087 (134,153)

エ コミュニティ・プラント

上記のほか、市町村の定める一般廃棄物処理計画に基づき設置されている地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）があります（令和元（2019）年8月1日現在14施設）。

8 水辺環境保全活動の促進

【環境保全課】

身近な川や池などの水辺環境を保全していくためには、行政、地域、学校、NPOなどの各活動主体が協力しながら、水辺での環境教育や水辺環境の保全につながる取組を県内各地に広げていく必要があります。

県では、市町村と協力しながら、小・中学校の児童・生徒等を対象とした水辺教室を実施しています。また、そのような水辺環境保全活動を推進する指導者の養成を目的として水生生物講座を開催するとともに、環境保全啓発用資材「水辺に学ぶーふくおか水辺の保全活動プログラム」、「水辺で生きるーふくおかの水辺の生きものガイドブック」、「川の生き物観察ガイドブック」等を作成し、これらを活用しながら事業を実施しています。

第4節 土壤環境の保全

〔土壤汚染対策法、農用地土壤汚染防止法〕

土壤汚染対策法に基づき、土地所有者等に対し調査・対策の指導を行うとともに、土壤汚染が判明した土地の周辺地下水の汚染状況の把握や周知に努めています。

また、大牟田市における鉱業活動（亜鉛製錬）に由来する農用地のカドミウム汚染について、本県では、昭和48（1973）年8月、平成5（1993）年6月、16（2004）年11月、26（2014）年4月に大牟田市の一部を農用地土壤汚染防止法に基づく農用地土壤汚染対策地域に指定し、汚染防止対策を実施しています。

1 市街地等土壤汚染の現状と対策

【環境保全課】

(1) 土壤汚染対策の現況

近年、土地取引時等の自主的な土壤調査により土壤汚染が判明する事例が増加しており、汚染土壤の適切な管理への不安が懸念されています。

本県は、水道未普及人口が約28万1千人であり、土壤汚染周辺地区での井戸水飲用による県民リスクを低減することが重要です。

本県では、土壤汚染を起因とした県民の健康被害を防止するため、土壤汚染が判明した場合には、周辺地下水の汚染状況の把握や周知に努め、土壤汚染対策法に基づき、土地所有者等に対し適切な対策を指導しているところです。

(2) 県内の土壤汚染事例と措置の状況

県内では平成30（2018）年度末現在、土壤汚染対策法に基づく「要措置区域」が北九州市で1件、福岡市で4件、「形質変更時要届出区域」が本県で22件、北九州市で52件、福岡市で3件、久留米市で7件、指定されています。

また、指定区域及び自主的な土壤調査によって土壤汚染が判明した事例において、汚染土壤の除去や浄化などの措置が進められています。

本県では、周辺の飲用井戸の地下水調査を実施し、周辺住民等にその結果を周知するとともに、措置を継続中の土地所有者等に対し土壤の汚染状態に応じた措置を指導しました。

土壤汚染対策法の施行状況（平成30年度）

	福岡県	北九州市	福岡市	久留米市
3条調査の結果報告件数	1	1	3	0
3条ただし書の確認件数	24	4	11	0
4条届出件数	195	46	74	13
4条3項調査命令件数	3	0	1	0
5条調査命令件数	0	0	0	0
6条要措置区域指定件数*	0	1	4	0
11条形質変更時要届出区域指定件数*	22	52	3	7
14条申請件数	5	7	8	5
22条汚染土壤処理業許可件数*	4	3	0	0

注) 福岡県の件数には北九州市、福岡市、久留米市の件数は含まれません。*印の項目は、平成31年3月末現在の件数です。

(3) 今後の取組

本県では、水質汚濁防止法や廃棄物処理法等に基づき、新たに土壤汚染が生じないよう事業者を指導します。

一方、過去に生じた土壤汚染については、法に基づく土壤調査や自主的な土壤調査等を通じて把握していくこととなります。

汚染が確認された場合には、汚染の状況や周辺の地下水の利用状況を踏まえ、本県において周辺地区での地下水調査を実施するとともに、土地所有者等に対し土壤の除去等の措置を指導します。また、土壤汚染の状況や周辺地下水の調査結果等について、周辺住民等に速やかに情報提供を行います。

2 農用地土壌汚染の現状と対策

【食の安全・地産地消課】

(1) 現状

農用地土壌汚染防止法では、カドミウム、銅、ヒ素といった特定有害物質による農用地の土壌の汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講じることとしています。

県内には、大牟田市に鉱業活動（亜鉛製錬）に由来するカドミウム汚染地域があり、本県は基準値を超える米が生産される地域を農用地土壌汚染対策地域に指定し、玄米中のカドミウム濃度調査や汚染防止対策等を実施しています。

平成 30（2018）年度は下表のとおり、7 地点で玄米中のカドミウム濃度調査を実施しました。

平成 30 年度玄米中のカドミウム濃度調査結果
（農用地土壌汚染対策地域内）

地点名	分析値(ppm)
No. 1	0.02
No. 2	0.55
No. 3	0.20
No. 4	0.03
No. 5	0.14
No. 6	0.09
No. 7	0.11

(注) 食品衛生法に基づく米のカドミウムの基準値は 0.4ppm 以下（玄米・精米）

※ 平成 30 年度は、一部圃場において、食品衛生法上の基準値を上回る玄米が生産された。基準値を超過した玄米は、全て原因企業が買い取りを行っている。

(2) 対策

大牟田市における農用地土壌汚染対策は、6 つの対策地域（昭和開、昭和開西部、昭和開北部、昭和開北部第二、北部、南部）を中心に客土や農作物技術対策指導等を実施しています。

昭和開地域では平成 7（1995）～11（1999）年度に 38.19 ヘクタールの客土工事を実施し、10（1998）～13（2001）年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、17（2005）年 2 月に対策地域の指定を解除しました。

昭和開西部地域では 17（2005）～21（2009）年度に 44.53 ヘクタールの客土工事を実施し、19（2007）～21（2009）年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、23（2011）年 6 月に対策地域の指定を解除しました。

昭和開北部地域では 21（2009）～25（2013）年度まで 55.42 ヘクタールの客土工事を実施し、24（2012）～26（2014）年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、27（2015）年 4 月に対策地域の指定を解除しました。

昭和開北部第二地域は、26（2014）年 4 月に 32.09 ヘクタールを対策地域に指定、27（2015）年 6 月に対策計画を策定し、29（2017）年度から客土工事を実施しています。

客土工事が完了していない地域等においては、カドミウムの吸収抑制対策として、農作物技術対策の指導や土壌改良資材の購入費に対する補助等を実施しています。

ア 客土

汚染土の上に非汚染土を 30cm 盛る「上乗客土」を実施しています。その効果を確認するため、客土完了後に玄米中のカドミウム濃度調査を実施しています。

イ 農作物技術対策指導

水田におけるカドミウム吸収抑制のため、水稲の湛水管理などの技術指導を関係機関が一体となって行っています。

ウ 土壌改良資材の購入費に対する補助

農作物のカドミウム吸収抑制を図るため、客土が完了していない対策地域等の関係農家を対象に、カドミウムの吸収抑制に有効な土壌改良資材の購入費について補助を行っています。

第5節 化学物質等による環境・健康影響対策

〔化学物質排出把握管理促進法、ダイオキシン類対策特別措置法〕

現代社会においては、多様な化学物質が利用されており、環境中には多くの種類の化学物質が存在します。

本県では、ダイオキシン類などの有害化学物質による環境汚染防止対策の促進や、P R T R制度に基づく化学物質の適正管理の促進を図っています。

1 化学物質による新たな環境問題

【環境保全課】

これまで、私たちは様々な化学物質を大量に利用することで快適な生活を実現してきました。化学物質は、工業用原料として用いられる基礎的な化学製品から、合成洗剤、化粧品、農薬、医薬品といった身近な製品に至るまで広く利用されています。便利で豊かな現代社会は、このような化学物質に支えられているといっても過言ではありません。

一方で、化学物質の中には、ダイオキシン類のように、製造や使用、廃棄の過程で人の健康や生態系に悪影響を及ぼすなど、環境汚染をもたらすものがあります。

現在、国内で流通している化学物質は数万種とも言われ、更に毎年膨大な数の化学物質が生成されており、問題が明らかになるたび、物質ごとに規制を行う対応だけでは難しい面があります。

従来の規制的手法に加え、包括的、計画的対応が求められている中で、化学物質の新たな管理の仕組みとして、P R T R制度が平成13（2001）年度から導入されています。

2 P R T R制度

【環境保全課】

〔化学物質排出把握管理促進法〕

(1) P R T Rとは

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) とは、事業所から環境中への化学物質の排出量及び廃棄物としての移動量を事業者が届出し、国がその結果を集計・公表する制度です。

この制度は、有害な化学物質を一つ一つ規制し

ていく方法とは異なり、情報公開によって事業者自身による管理を促し削減を図るもので、事業者からの排出量等の届出は、平成14（2002）年度（13（2001）年度排出分）から開始されました。

(2) 集計結果の概要

平成30（2018）年度は、29（2017）年度中の排出量・移動量の届出がありました。

ア 県内の届出排出量・移動量等の概況

本県の届出排出量は、前年度と比べ約5.0%、届出移動量は約0.8%それぞれ増加しました。

（なお、有価売却される化学物質は、P R T Rにおける「移動量」の対象とはなりません。）

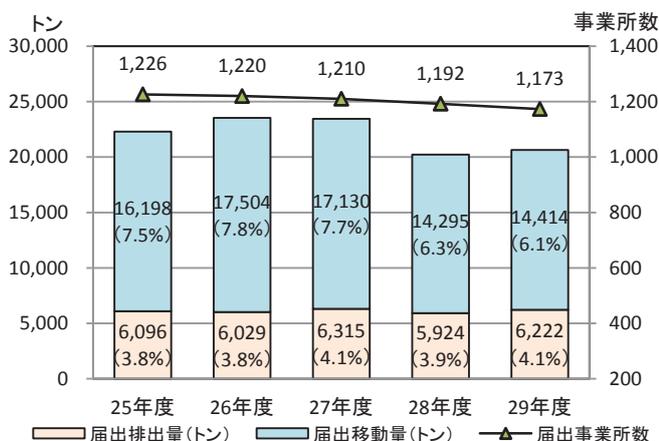
排出量・移動量の概況

〔以下、この項では、特に記載がない限り、県内の平成29年度排出分の数値を記載しています。〕

区分	数値	全国順位	対全国比
届出事業所数	1,173	9位	3.4%
届出排出量	6,222 トン	7位	4.1%
届出移動量	14,414 トン	3位	6.1%
届出外排出量	7,999 トン	9位	3.4%

※「届出外排出量」とは、従業員数や取扱量の要件を充たさない事業者、対象業種外の事業者、家庭及び移動体（自動車、航空機等）など、届出を要しないものからの排出量を国が推計したものです。

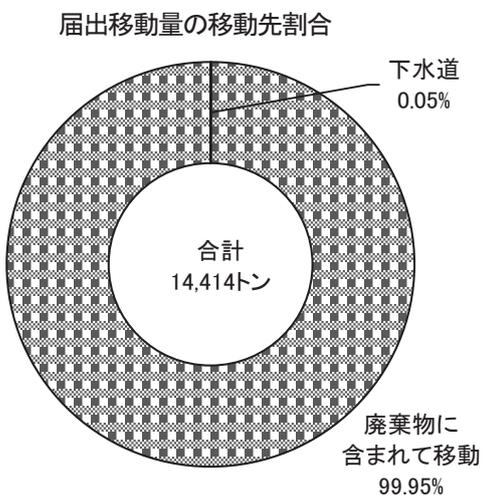
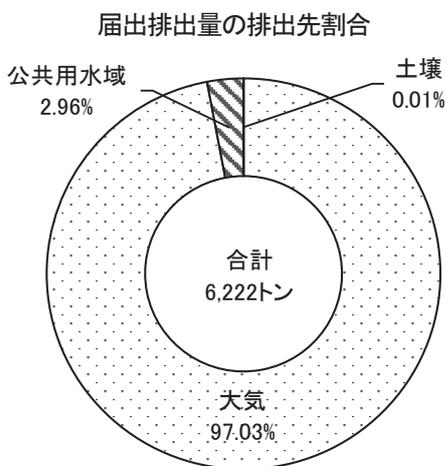
届出排出量・移動量の経年変化



※ ()内は全国比を表す

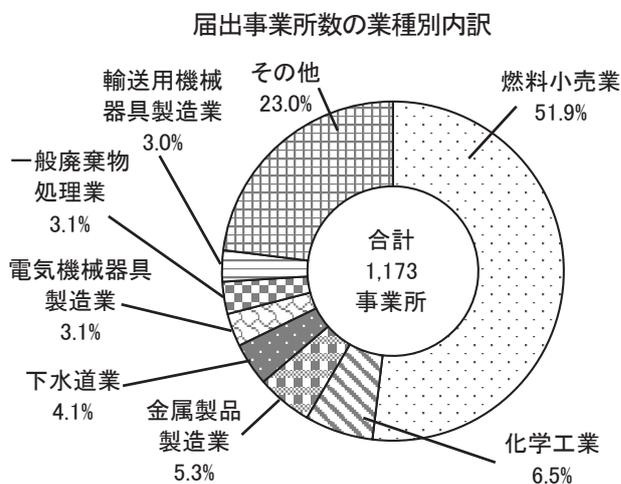
イ 県内の届出量の排出・移動先

届出排出量の排出先を見ると、大気と公共用水域でほぼ全てを占めています。届出移動量については、ほとんどが廃棄物としての移動となっています。

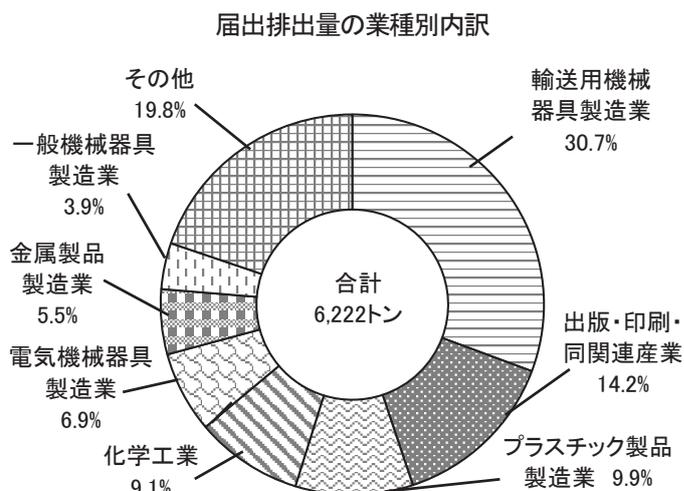


ウ 県内の届出における業種別内訳

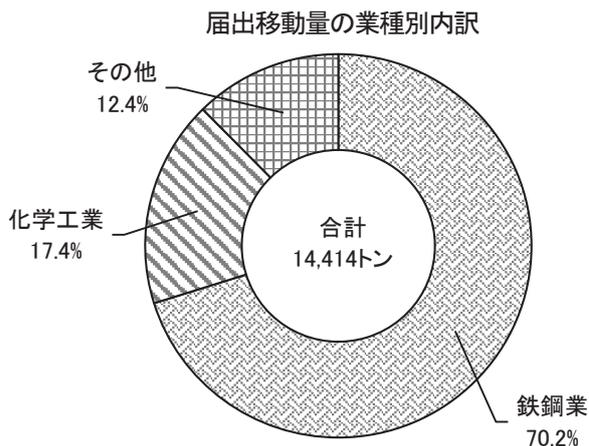
届出状況を業種別に見ると、届出事業所数では、燃料小売業が過半数を占めています。



届出排出量では、輸送用機械器具製造業と出版・印刷・同関連産業で約4割を占めるほかは、業種により分散しています。



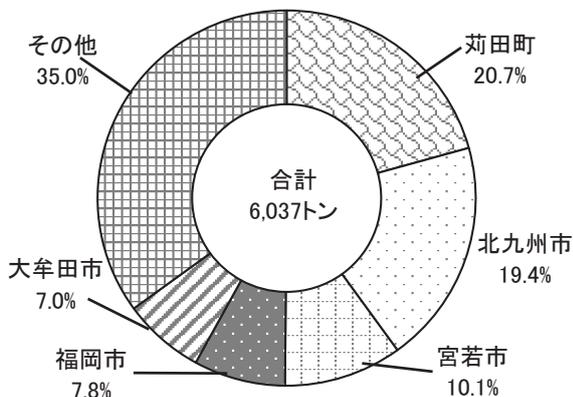
届出移動量では、鉄鋼業が約70%を占め、化学工業を合わせた上位2業種で全体の約9割を占めています。



エ 県内の届出における市町村別内訳

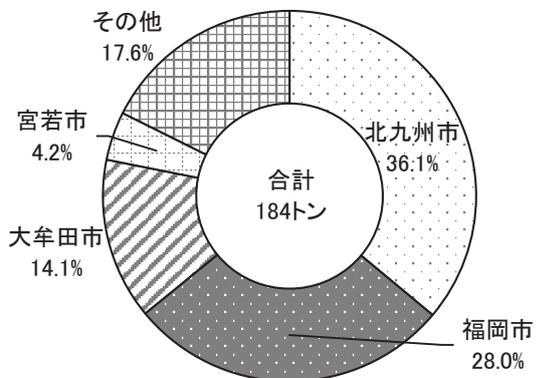
届出状況を市町村別に見ると、大気への排出量では、苅田町、北九州市、宮若市など製造業が盛んな市町が上位を占めています。

大気への排出量の市町村別内訳



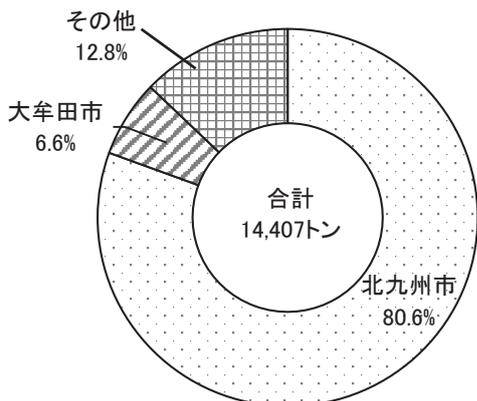
公共用水域への排出量では、化学工業、下水道業や特別管理産業廃棄物処分業などが立地する北九州市、福岡市及び大牟田市の上位3市で全体の約8割を占めています。

公共用水域への排出量の市町村別内訳



廃棄物としての移動量では、鉄鋼業や化学工業などが盛んな北九州市及び大牟田市の上位2市で全体の約9割を占めています。

廃棄物としての移動量の市町村別内訳

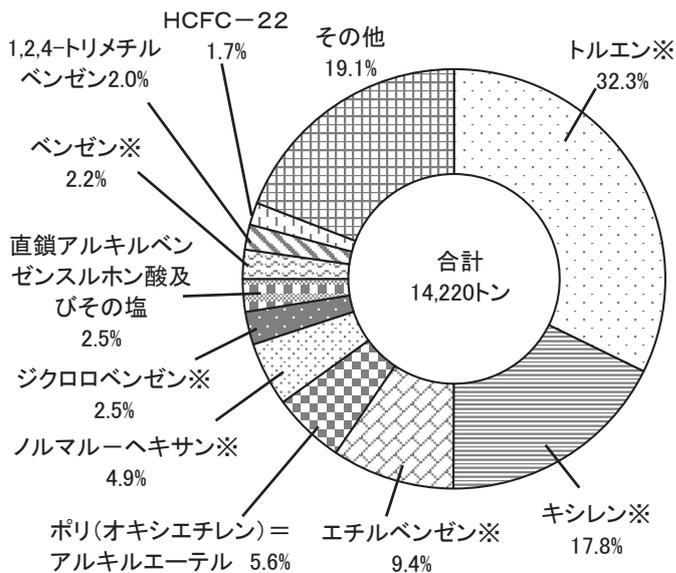


オ 県内で環境中への排出量の多い物質

届出排出量（集計値）と届出外排出量（推計値）を加えた排出量全体は、14,220トンです。

このうち、排出量が多い上位10物質の合計は、11,503トンで排出量全体の約8割を占めています。

排出量の物質別内訳



凡例：※・・・揮発有機化合物（VOC）
（注）「その他」にもVOCが一部含まれます。

(3) P R T R制度の活用による今後の化学物質対策

P R T R制度により、事業者は、様々な箇所からの環境への排出量を把握し、行政に届け出ることになります。

この制度を単なる届出制度で終わらせるのではなく、事業者が化学物質の自主的な管理の改善を進め、化学物質のリスクに対する危機管理意識を持ち、環境への無駄な排出を抑制できるよう、更なる啓発に努めていきます。

3 ダイオキシン類の現況と対策

【環境保全課、廃棄物対策課】

〔ダイオキシン類対策特別措置法〕

ダイオキシン類は、ごみの焼却による燃焼過程の他、金属の精錬過程や紙などの塩素漂白過程など、様々なところで発生します。そのため、環境中には広く存在していますが、量は非常にわずかです。

ダイオキシン類は、「人工物質として最も強い

毒性を持つ物質である」と言われていますが、これは日常の生活の中で摂取する量の数十万倍の量を摂取した場合の急性毒性のことで、私たちが日常生活の中で摂取する量により急性毒性が生じるようなことは考えられません。

ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) を総称してダイオキシン類といいます。

ダイオキシン類は、無色無臭の固体でほとんど水に溶けませんが、脂肪などには溶けやすい性質を持っています。

また、ダイオキシン類は、酸、アルカリをはじめとする他の化学物質とは容易に反応しない安定した性質を持っていますが、太陽からの紫外線で徐々に分解されると言われています。

なお、ダイオキシン類の毒性の強さは、最も毒性が強い「2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」を1としてそれぞれの異性体ごとの係数 (毒性等価係数: TEF) により換算した毒性を合計した値 (毒性等量: TEQ) で表します。

このようなダイオキシン類について、施策の基本とすべき基準等や事業に係る措置等を定めた

「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11 (1999) 年7月に公布され、12 (2000) 年1月から施行されました。

この法律の施行などにより、我が国におけるダイオキシン類の排出量は確実に減少しています。

ダイオキシン類の排出量の削減については、国が12 (2000) 年9月に「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」を定め、削減目標を「平成14 (2002) 年度末において平成9 (1997) 年に比べ約90%削減する。」としました。15 (2003) 年の推計排出量において95%削減し、削減目標は達成されています。

その後、国は17 (2005) 年6月に削減計画を変更し、新たに「平成22 (2010) 年におけるダイオキシン類の推計排出量を平成15 (2003) 年比で約15%削減する。」と決めました。22 (2010) 年に15 (2003) 年比で約59%削減され、新たな削減目標も達成されています。

国は、24 (2012) 年8月に、「近年の環境の改善状況に鑑み、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する」ことを前提として、当面の間の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量を定めています。

日本におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量

単位: g-TEQ/年

事業分野	削減目標量	(参考) 推計排出量		
		平成9年	平成15年	平成22年
1 廃棄物処理分野	106	7, 205~7, 658	219~244	94~95
(1) 一般廃棄物焼却施設	33	5, 000	71	33
(2) 産業廃棄物焼却施設	35	1, 505	75	29
(3) 小型廃棄物焼却炉等 (法規制対象)	22	700~1, 153	73~98	19
(4) 小型廃棄物焼却炉 (法規制対象外)	16			13~14
2 産業分野	70	470	149	61
(1) 製鋼用電気炉	31.1	229	80.3	30.1
(2) 鉄鋼業焼結施設	15.2	135	35.7	10.9
(3) 亜鉛回収施設	3.2	47.4	5.5	2.3
(4) アルミニウム合金製造施設	10.9	31.0	17.4	8.7
(5) その他の施設	9.8	27.3	10.3	8.8
3 その他	0.2	1.2	0.6	0.2
合計	176	7, 676~8, 129	368~393	155~156

【資料: 「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(平成24年8月、環境省)】

(1) ダイオキシン類に係る環境調査

環境中におけるダイオキシン類濃度の実態を把握するため、国、県、北九州市、福岡市などが、大気、水質、底質、土壌などの概況調査を実施しています。

平成30年度ダイオキシン類概況調査実施状況（地点数）

実施機関	媒体名	大気	公共用水域		地下水	土壌
			水質	底質		
国等	環境省	1	0	0	0	0
	国土交通省	0	6	6	0	0
県		6	12	12	4	8
政令市	北九州市	4	21	5	1	5
	福岡市	7	14	14	4	3
	久留米市	2	3	3	22	2
その他市町村		9	7	0	2	5
計		29	63	40	33	23

ア 大気環境

10市3町の29地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

大気環境調査結果（平成30年度）

単位：pg-TEQ/m³

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
一般環境	17	0.0045～0.24	0.6
発生源周辺	11	0.0077～0.09	
沿道	1	0.013	

イ 公共用水域の水質

海域13地点、河川48地点及び湖沼2地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

公共用水域の水質調査結果（平成30年度）

単位：pg-TEQ/L

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
海域	13	0.030～0.54	1
河川	48	0.034～0.74	
湖沼	2	0.019～0.13	

ウ 公共用水域の底質

海域8地点、河川31地点及び湖沼1地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

公共用水域の底質調査結果（平成30年度）

単位：pg-TEQ/g

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
海域	8	0.12～37	150
河川	31	0.0083～41	
湖沼	1	6.7	

エ 地下水環境

6市2町の20地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

地下水環境調査結果（平成30年度）

単位：pg-TEQ/L

調査地点数	測定範囲	環境基準
20	0.0096～0.36	1

オ 土壌環境

7市3町の23地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

土壌環境調査結果（平成30年度）

単位：pg-TEQ/g

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
一般環境	15	N.D.～4.7	1000
発生源周辺	8	0.030～4.3	

注：土壌については、環境基準のほか、必要な調査を実施する目安として調査指標が設定されている。（調査指標：250pg-TEQ/g）

(2) 発生源対策

ア 特定施設設置者による測定状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、排出ガス・排出水についてダイオキシン類による汚染状況の測定を実施しています。

また、廃棄物焼却炉である特定施設の排出ガス・排出水の測定を行う場合は、併せてばいじん及び焼却灰その他燃え殻についても測定を実施して報告を行っています。

平成30（2018）年度中に本県に報告された排出ガス測定結果では、全ての施設について排出基準に適合しています。なお、平成30年度に測定を実施し本年度報告された結果について、排出基準を超過した施設がありましたが、本県が改善対策の実施指導を行った結果、排出基準超過の状態は是正されております。

燃え殻等の処分を行う場合には、当該燃え殻等に含まれるダイオキシン類の量が3ng-TEQ/g以内となるように処理することが義務付けられています。そのため、各事業者に対し、燃え殻等の適正な処分の実施について徹底を図っています。

なお、未測定事業者については、ダイオキシン類対策特別措置法の周知を徹底し、自主測定の実施を強く指導しています。

事業者による測定結果【排出ガス】（平成30年度）

特定施設の種類の種類		対象施設数	報告施設数	排出基準超過施設数
廃棄物焼却炉	福岡県	152	84	0
	北九州市	38	34	0
	福岡市	19	18	0
	久留米市	15	10	0
その他	福岡県	21	19	0
	北九州市	9	7	0
	福岡市	0	0	0
	久留米市	5	5	0
計		259	177	0

事業者による測定結果【排水】（平成30年度）

	対象事業場数	報告事業場数	排出基準超過数
福岡県	6	5	0
北九州市	18	6	0
福岡市	6	6	0
久留米市	0	0	0
計	30	17	0

事業者による測定結果【燃え殻等】（平成30年度）

区分	対象施設数	報告施設数	処分基準該当施設数	
燃え殻	福岡県	156	82	0
	北九州市	34	30	0
	福岡市	15	14	0
	久留米市	15	10	0
	計	220	136	0
ばいじん	福岡県	157	80	0
	北九州市	29	25	0
	福岡市	18	17	0
	久留米市	15	10	0
	計	219	132	0

イ 行政による立入測定状況

ダイオキシン類対策特別措置法の適正な施行を確保するため、県、政令市及び中核市において特定施設設置事業者に対して立入測定を実施しています。

平成30（2018）年度中に、県内の大気基準適用の7施設及び水質基準適用の3施設について立入測定を行っており、全ての施設で排出基準に適合しています。

行政による立入測定結果（平成30年度）

区分	検査数	排出基準超過施設数	
大気基準適用施設	福岡県	2	0
	北九州市	4	0
	福岡市	0	0
	久留米市	1	0
水質基準適用施設	福岡県	1	0
	北九州市	2	0
	福岡市	0	0
	久留米市	0	0
計	10	0	

(3) ごみ焼却施設からの削減対策の推進

ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の削減は重要な課題です。

このため、排ガスのダイオキシン類濃度に関する維持管理基準が設定され、既存施設に対する基準値が大幅に強化されました。県内の各市町村が設置する焼却施設については、平成30（2018）年度中に自主測定された排出ガス測定結果で、1施設で排出基準を超過していましたが、本県が改善対策の実施指導を行った結果、現在は排出基準に適合しています。

4 農薬流通の動向と安全対策

【食の安全・地産地消課】

(1) 農薬流通の動向

平成29（2017）農薬年度（28（2016）年10月～29（2017）年9月）の県内の農薬流通量は、7,017トンで前年度に比べ221トン増えています。

毒性別内訳では、普通物全体は約2%増加し、毒物及び劇物指定農薬も約2%増加しています。

農薬の流通量



(注) 普通物：毒物・劇物に該当しない農薬を指す通称

(資料：日本植物防疫協会「農薬要覧2018」)

(2) 農薬の安全使用対策

ア 農薬の登録制度と使用規制

農薬は、環境や人畜への安全性を確保するため、農薬取締法に基づいた登録が義務付けられています。さらに、水環境を汚染するおそれがあるものについては、水質汚濁性農薬に指定され、その使用が特に厳しく規制されています。

農薬使用者においても、同法の規定により農薬ごとに定められている使用基準を遵守し、適正に使用することが責務となっています。

イ 農薬安全使用の推進

農薬による環境及び人畜魚介類への危害防止を図るため、県や市町村では農薬安全使用の周知徹底に努めています。

本県では、農薬使用者や農薬販売者等を対象に、立入検査や農薬安全使用講習会などを実施し、農薬の安全使用の啓発活動に取り組んでいます。

また、農薬の使用量が多いゴルフ場において、農薬使用状況の調査、現地指導を実施し、農薬による被害の防止、周辺環境の保全に取り組んでいます。

市町村、農業協同組合等で構成する地域農薬安全使用対策協議会は、地域ごとに農薬の安全使用の啓発活動に取り組んでいます。さらに、必要に応じて、各協議会から養蜂家へ農薬散布の情報を提供し、みつばちに対する農薬被害を低減させるよう取り組んでいます。

また、本県では、効率的な農薬使用による環境負荷の低減を進めるため、農作物の病害虫の発生状況を的確に把握し、防除適期などの情報を関係機関等に提供するとともに、農薬だけに頼らない防除技術の開発・普及に取り組んでいます。

第6節 その他の生活環境の保全

〔騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

騒音・振動・悪臭といった私たちの生活に大変身近な環境問題については、地方自治体が担う役割は大きなものとなっています。また、放射線・放射能については、県内各地の放射線量を常時測定するとともに、定期的に水道水等の放射能を測定しています。学校に及ぼす公害については、国の補助により、校舎の改築などによる対策を行っています。

1 騒音・振動

【環境保全課】

〔騒音規制法、振動規制法、 公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

騒音や振動は私たちの生活に大変身近なものであるため、騒音規制法及び振動規制法では、工場等への特定施設の設置や建設現場での特定作業の実施について市町村長へ届け出るよう定めており、地方自治体が担う役割は大きなものとなっています。

特に近年では、規制の対象とならない家庭生活から発生する騒音に対する苦情も増えてきています。

(1) 騒音・振動の現況

騒音規制法及び振動規制法では、特定の施設を設置している工場や事業場（特定工場等）、特定の作業を行う建設工事（特定建設作業）、自動車交通から発生する騒音及び振動を主な規制対象としています。

また、騒音規制法の規制対象外施設ではあるものの規制することが望ましい施設については、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び北九州市公害防止条例により規制しています。

ア 特定工場等の騒音・振動

騒音規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると、特定施設数は約2%増加、特定工場等数は約0.9%増加となっています。

振動規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると、特定施設数は約2%増加、特定工場等数は約0.5%増加となっています。

また、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び北九州市公害防止条例に基づく届出数については、前年度と比較すると、特定施設数は約13%増加、特定工場等数は約2%増加しています。

騒音規制法及び公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく特定施設の設置状況

(平成31年3月31日現在)

施設の種類	特定施設数			計(前年度)
	法による届出	条例による届出		
		県条例	市条例(北九州市)	
1 金属加工機械	6,566	364	15	6,945 (6,757)
2 空気圧縮機等	29,155		1,404	30,559 (29,899)
3 土石用破砕機等	1,670		15	1,685 (1,662)
4 織機	3,194		0	3,194 (3,189)
5 建設用資材製造機械	210		0	210 (209)
6 穀物用製粉機	246		0	246 (246)
7 木材加工機械	2,173		201	2,374 (2,386)
8 抄紙機	25		0	25 (25)
9 日隔機	1,890		0	1,890 (1,921)
10 合成樹脂用射出成形機	1,168		0	1,168 (1,128)
11 鋳造金型機	139		0	139 (148)
12 クーリングタワー		198	69	267 (203)
13 ロータリーキルン		31	0	31 (9)
14 重油バーナー		327	0	327 (247)
15 電気炉		8	0	8 (2)
計	46,436	928	1,704	49,068 (48,031)
工場・事業場数	6,501	405	722	7,628 (7,547)

振動規制法に基づく特定施設の設置状況

(平成31年3月31日現在)

施設の種類	施設数(前年度)
1 金属加工機械	4,287 (4,246)
2 圧縮機	5,575 (5,322)
3 破砕機等	1,057 (1,039)
4 織機	2,675 (2,670)
5 コンクリートブロックマシン等	119 (120)
6 木材加工機械	202 (195)
7 印刷機械	953 (959)
8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	233 (236)
9 合成樹脂用射出成形機	1,010 (983)
10 鋳造金型機	170 (168)
計	16,281 (15,938)
工場・事業場数	2,951 (2,935)

イ 特定建設作業に伴う騒音・振動

騒音規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると約6%減少しています。

また、振動規制法に基づく届出数についても、前年度と比較すると約4%減少しています。

騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況
(平成30年度)

作業の種類	届出件数(前年度)
1 くい打機等を使用する作業	293 (266)
2 びょう打機等を使用する作業	1 (2)
3 さく岩機を使用する作業	1,882 (1,942)
4 空気圧縮機を使用する作業	195 (235)
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	3 (5)
6 バックホウを使用する作業	125 (200)
7 トラクターショベルを使用する作業	2 (4)
8 ブルドーザーを使用する作業	8 (23)
計	2,509 (2,677)

振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況
(平成30年度)

作業の種類	届出件数 (前年度)
1 くい打機等を使用する作業	300 (268)
2 鋼球を使用して破壊する作業	0 (0)
3 舗装盤破砕機を使用する作業	13 (29)
4 ブレーカーを使用する作業	1,015 (1,089)
計	1,328 (1,386)

ウ 自動車騒音・道路交通振動

本県における自動車保有台数は、平成30(2018)年度末で約340万台であり、ここ10年間で約6%増加しています。

交通量の増加等により、特に交通量の多い幹線道路周辺地域において、自動車交通に起因する騒音・振動等の問題が生じています。

自動車騒音については、「道路に面する地域」の騒音実態を把握するため、県及び市が調査を行っています。

30(2018)年度に県及び市が実施した県内44市町1,380路線の調査の結果、昼間(6時~22時)、夜間(22時~6時)の各時間帯すべての環境基準の達成率は、下表のとおりとなっています。

環境基準達成状況(自動車騒音)

達成率(%)の区分	路線数
90以上 ~ 100	1,128
80以上 ~ 90未満	102
70以上 ~ 80未満	63
60以上 ~ 70未満	34
50以上 ~ 60未満	15
40以上 ~ 50未満	8
30以上 ~ 40未満	4
20以上 ~ 30未満	1
10以上 ~ 20未満	6
0以上 ~ 10未満	5
近隣に住居なし	14
計	1,380

エ 新幹線鉄道騒音・振動

山陽新幹線は、本県では北九州市から福岡市まで4市2町を通過し、その延長は約80kmで、小倉・博多間では季節列車等を含めて1日平均約174本の列車が運行され、1日平均約5万7千人が利用しています。

平成30(2018)年度に県、北九州市及び福岡市が実施した山陽新幹線14測線35地点の騒音測定結果で環境基準を達成しているのは14地点でした。この調査は8(1996)年度から23年間継続して実施していますが、騒音レベルの全体(算術)平均は、図に表すとおり70デシベル前後で推移しています。

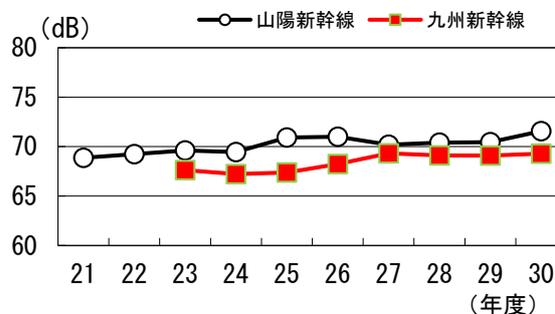
また、騒音測定と併せて行った山陽新幹線14測線20地点の振動測定結果は、いずれの地点においても環境庁長官が運輸大臣に勧告(昭和51(1976)年3月12日)した指針値である70デシベルの範囲内でした。

九州新幹線は、本県では博多駅から大牟田市まで5市1町を通過し、その延長は約60kmで、博多・熊本間を1日平均約118本の列車が運行され、1日平均約2万9千人が利用しています。

30(2018)年度に県及び福岡市が実施した26測線41地点の騒音測定の結果、32地点で環境基準を達成していました。

また、26測線35地点の振動測定結果は、いずれの地点においても指針値の範囲内でした。

継続測定地点における新幹線鉄道騒音経年変化



オ 航空機騒音

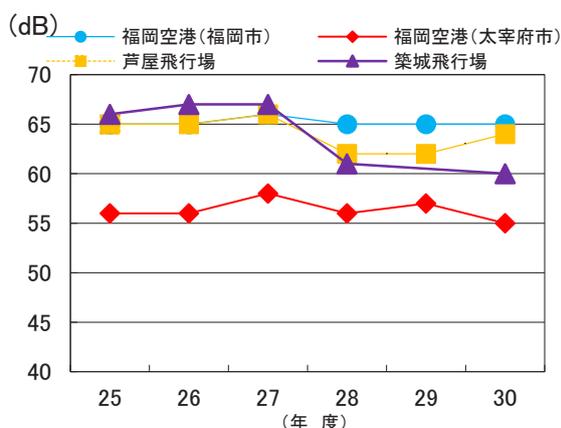
県内には、公共用飛行場として福岡空港及び北九州空港が、また、航空自衛隊飛行場として芦屋飛行場及び築城飛行場があります。

本県では、航空機騒音の年次推移及び航空機の運用状況を把握するため、県内4か所に航空機騒音測定装置を設置して、常時測定を行っていますが、この4測定局については大きな悪化傾向は見られません。

航空機騒音測定装置設置場所

対象飛行場	設置場所
福岡空港	福岡市下水道局管松第2ポンプ場(福岡市)
	福岡県保健環境研究所(太宰府市)
芦屋飛行場	島津公民館(遠賀町)
築城飛行場	築上町役場築城支所(築上町)

常時測定局における航空機騒音の推移



注1 測定局移設に伴い平成29年度について築城測定局は、年間を通じて欠測となっています。

注2 24年度以前の評価方法はWECPNLであり、25年度以降の評価方法は L_{den} ※となっています。

平成30(2018)年度に県、北九州市、福岡市及び春日市が実施した航空機騒音調査(短期測定)の結果は下表のとおりとなっています。

短期測定局における環境基準達成状況

対象飛行場	測定地点(前年度)	基準達成(前年度)
福岡空港	17 (17)	11 (12)
芦屋飛行場	18 (14)	18 (14)
築城飛行場	8 (8)	7 (6)

なお、環境基準未達成である7地点は航空機騒音対策区域であるため、県では環境基準未達成飛行場の施設管理者に対して測定結果を通知するとともに、騒音低減対策の強化を要望しています。

力 近隣騒音

近隣騒音と呼ばれるものには、カラオケ等の深夜営業騒音の他、家庭用機器設備(クーラー室外機等)や音響機器(ピアノ、ステレオ等)の音、ペットの鳴き声等のいわゆる生活騒音があります。

あります。

近年、都市化の進展及び生活様式の多様化に伴い、生活騒音が問題となってきています。

この問題は、個人の日常的な生活行動に伴って発生するものであり、お互いに被害者にも加害者にもなり得るという特徴を持ち、近隣関係が大きく影響します。

このため、基本的には当事者間で話し合うなど自主的に解決することが望まれます。

(2) 騒音・振動防止対策

ア 騒音に係る環境基準の類型指定

環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」が定められています。

環境基準に係る騒音評価は、等価騒音レベル※により行い、環境基準の類型の当てはめは知事(市の区域内の地域については、市長)が行います。

本県においては、全ての市町村について類型指定を行っています。

イ 法律等に基づく対策

騒音規制法及び振動規制法では、「知事(市の区域内の地域については、市長)は、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内の特定工場等及び特定建設作業について、騒音・振動の規制基準を定め規制する」とされています。

本県では、全市町村について騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定を行っており、指定後は地域の実情の変化に応じ、適切な変更を行っています。

また、自動車交通騒音・振動については、国が定めた一定限度を超える騒音・振動により道路周辺的生活環境が著しく損なわれる場合は、「市町村長は、公安委員会等に対して対策を要請できる」とされています。

このほか、騒音については、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例により規制を行っています。

※ L_{den} : 昼間、夕方、夜間の時間別別に重みをつけて求めた1日の等価騒音レベル。単位はデシベル[dB]。

※等価騒音レベル: 変動騒音の表し方の一種で、ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものの単位はデシベル[dB]。

ウ 特定工場等の騒音・振動対策

騒音規制法では圧延機械等 27 施設、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例では高速切断機等 11 施設を、また、振動規制法では液圧プレス等 15 施設を特定施設として定め、これらの施設を設置する特定工場等を規制対象としています。

市町村長は、特定施設設置届等があった段階から、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合するよう行政指導を行い、規制基準に適合せず周辺的生活環境が損なわれる場合には、計画変更勧告や改善勧告、更に改善命令の措置を行うことができます。

工場の騒音・振動防止には、低騒音・低振動型の機器を採用する等の発生源対策や防音・防振対策を進めていくことが重要であり、住宅と工場の混在が著しい地域においては工場団地を整備する等、土地利用面からの解決も望まれます。

エ 建設作業に伴う騒音・振動対策

騒音規制法ではくい打ち機等を使用する作業等の 8 作業を、また、振動規制法ではくい打ち機等を使用する作業等の 4 作業を特定建設作業として定め、規制対象としています。

市町村長は、特定建設作業に伴い発生する騒音・振動が規制基準に適合せず周辺的生活環境が著しく損なわれる場合には、改善勧告及び改善命令の措置を行うことができます。

建設作業の騒音・振動防止には、作業方法の改良、低騒音・低振動型の建設機械の使用が有効です。

オ 自動車騒音・振動対策

自動車騒音は、自動車本体から発生する騒音に、交通量、速度、道路構造等の各種要因が複雑に絡み合っており、交通量の多い幹線道路沿いで問題になっています。

また、道路周辺の振動は、自動車重量、走行条件、路面の平坦性、舗装状態、路床条件等の道路構造等が発生要因となっています。

したがって、抜本的な問題解決のためには、

自動車本体から発生する騒音の規制、構造の改善、走行状態の改善、交通量の抑制、道路構造の改善及び沿道対策等の諸施策を総合的に推進していく必要があります。

県及び市の調査結果において、環境基準の達成率が低い路線の道路管理者に対しては、騒音対策の強化を要請しています。

カ 新幹線鉄道騒音・振動対策

新幹線鉄道の騒音については「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」(昭和 50 (1975) 年環境庁告示) 及び「新幹線鉄道騒音対策要綱」(51 (1976) 年閣議了解) に基づき、振動については「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(51 (1976) 年運輸大臣宛環境庁長官通知) に基づき、環境基準の達成に向け、種々対策を講じています。

特に、山陽新幹線沿線においては、関係行政機関及び関係事業者が連携して、騒音レベルを 75 デシベル以下とするための「75 デシベル対策」を推進し、これまで、沿線における居住等の密集状況に応じた 75 デシベル対策を第 1 次から第 5 次まで順次実施しています。

また、九州新幹線については、平成 13 (2001) 年度に船小屋・新八代間の本県に係る区間において、18 (2006) 年度に博多 (那珂川)・船小屋間において、環境基準の地域類型を当てはめる地域指定を行いました。23 (2011) 年 3 月 12 日の博多・新八代間開業を受けて実施した騒音・振動調査の結果、環境基準を超過していた地点について鉄道管理者に対策を要望しました。

キ 航空機騒音対策 (関連項目：第 6 節 6)

【環境保全課、空港事業課、防災企画課】

航空機騒音については「航空機騒音に係る環境基準」(昭和 48 (1973) 年環境庁告示) に基づき、県において 58 (1983) 年に福岡空港、60 (1985) 年に築城飛行場及び芦屋飛行場について、環境基準の地域類型の当てはめを行いました。

北九州空港は、周防灘沖合 3km に位置する 24 時間利用可能な海上空港であり、航空機騒音に

よる生活環境への影響は低く抑えられています
が、運用状況等を見ながら、関係機関との連携
を図り、実態把握に努めていくこととしていま
す。

福岡空港では、離着陸時の騒音を軽減させる
ため、急上昇方式[※]及びディレイド・フラップ進
入方式[※]並びに低フラップ角着陸方式[※]という
運航方式が実施されており、また、低騒音型機
が導入されています。

空港周辺対策については、「公共用飛行場周辺
における航空機騒音による障害の防止等に関す
る法律」に基づき実施されています。

福岡空港は、同法に基づく特定飛行場及び周
辺整備空港に指定されており、空港周辺整備機
構（昭和 60（1985）年設立）が国の委託を受け
て、住宅防音工事の助成、建物の移転補償及び
緩衝緑地帯の整備等を行い、固有事業として再
開発事業及び代替地造成事業等を行っています。
このほか国において、学校、病院等の防音工事
や共同利用施設整備の助成等が行われています。
福岡空港におけるこれらの環境対策事業は、滑
走路増設事業の完了から 4 年後に空港運営の民
間委託先である福岡国際空港株式会社に引き継
がれる予定とされています。

築城飛行場及び芦屋飛行場については、「防衛
施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に
基づき、国において、学校、病院、住宅等の防
音工事の助成、建物等の移転補償、土地の買い
入れ、緑地帯の整備、テレビ受信料に対する助
成等の各種施策が実施されています。なお、住宅
防音工事の助成区域は $L_{den}62$ デシベル以上の区
域（第 1 種区域）であり、築城飛行場について
は平成 4（1992）年に区域が拡大され、また、芦
屋飛行場については配備機種の変更に伴い、
16（2004）年に北九州市の一部が追加指定されま
した。

2 悪臭

【環境保全課】

〔悪臭防止法〕

悪臭防止法は、工場・事業場から発生する不
快な臭いによって、生活環境が損なわれること
を防ぐためのもので、従来は、悪臭の原因とな
る特定物質の濃度を規制することで対応してき
ました。

近年は、身近な飲食店等のサービス業に対す
る苦情が増加傾向にあり、従来の物質濃度規制
による対応が難しくなっているため、「臭気
指数」という人の嗅覚によって臭いの強さを測
定する方法を取り入れることを推進しています。

(1) 悪臭の現況

悪臭防止法では、特定施設の届出義務を規定
せず、規制地域内において事業活動に伴い悪臭
を発生する全ての事業場等を規制対象としてい
ます。

すなわち、小規模の飲食店や農用地も事業形
態がある以上、規制対象となります。

また、一般には芳香といわれるコーヒーの焙
煎臭やパン焼きの臭い等も、周辺状況や臭いの
強さによっては悪臭となり得ます。

このことから、どの事業者も苦情の対象とな
り得るということを自覚し、臭気対策に配慮す
ることが大切です。

(2) 悪臭防止対策

悪臭防止法に基づき、知事は県内全町村につ
いて、市長は市の区域内の地域について、規制
地域を指定し、規制基準を設定しています。

従来は、アンモニアや硫化水素など、不快な
臭いの原因となる 22 種類の特定悪臭物質につ
いて、物質ごとに濃度基準を定め規制する物質
濃度規制が行われてきました。

しかし、規制地域の中に自然的、社会的条件
から判断して、物質濃度規制では生活環境を保
全することが十分でないと認められる区域があ
るときは、当該区域について物質濃度規制に代

※急上昇方式：離陸時に住宅からの距離の増大を図るため、高度 1,500m 前後まで急上昇を続ける方式。

※ディレイド・フラップ進入方式：フラップ下げ操作をなるべく遅くすることにより、機体の抵抗を減少させ、エンジンの必要推力を小さくすることで騒音を軽減する進入方式。

※低フラップ角着陸方式：浅いフラップのまま着陸することにより、機体の空気抵抗の減少に見合うエンジン出力が減少される方式。

えて臭気指数規制（人が感じる臭いの強さを基準とする規制）により規制することができます。

臭気指数は、人の嗅覚によって臭気を測定するため、複数の臭いが入り混じった複合臭や未規制物質への対応が可能であること、特定悪臭物質濃度測定方法より分析費が安価であること等の長所があります。

現在、14市12町が臭気指数規制を導入して

おり、その他の市町村についても、臭気指数規制の導入を推進していきます。

悪臭は、他法令の規制対象施設から発生することも多く、自治体間及び関係機関との連携が重要であるため、本県では、工場・事業場等に指導を行う市町村に対し、研修会を毎年開催するとともに、助言等を行っています。

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制内容

(平成31年3月31日)

規制方法	市町村名	規制内容
臭気指数規制※1	飯塚市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大任町	全域臭気指数12※2で規制
	朝倉市、苅田町	A区域及びB区域に分けて規制 (A区域は臭気指数12、B区域は臭気指数15※3)
臭気指数規制及び物質濃度規制	八女市	旧八女市(旧上陽町を含む)、旧立花町の区域は、全域臭気指数12で規制 旧黒木町、旧星野村、旧矢部村は全域A区域として物質ごとに規制
物質濃度規制	直方市、水巻町	A区域とB区域に分けて物質ごとに規制
	上記以外32市町村	全域A区域として物質ごとに規制

※1 臭気指数規制は、人の嗅覚により「におい」の強さを測定し評価する方法により規制を行うものです。この測定方法は「嗅覚測定法」と呼ばれ、測定したい「におい」を希釈していき、においを感じなくなった時点の希釈倍数（臭気濃度）の対数を10倍した数値（臭気指数）で、においの強さを表します。

臭気指数=10×log[臭気濃度]

※2 臭気指数12は、「何のにおいであるかが分かる弱いにおい」を表します。

※3 臭気指数15は、「楽に感知できるにおい」を表します。

(注) 市の区域については、各市において独自に規制が定められています。

3 地盤沈下

【農村森林整備課、環境保全課、水資源対策課】

(1) 地盤沈下の現況

本県及び佐賀県にまたがる筑後・佐賀平野には、有明粘土層と呼ばれる沖積層（沖積粘土層）※が分布していますが、含水比が高く極めて軟弱であるため、地下水位の低下による地盤沈下が生じやすいとされています。

筑後平野の地盤沈下は、昭和45（1970）年に実施された国土地理院の1級水準測量で沈下の兆候が認められ、さらに、48（1973）年～49（1974）年の測量で年間最大約5cmの沈下が認められました。

地盤沈下は、筑後平野南部の柳川市、みやま

市等の地域で、主として農用地において発生し、地元農家に被害が生じていました。このため、50年代後半から九州農政局などにより原因究明調査が実施されましたが、地盤沈下の原因が特定されるまでには至っていません。

地盤沈下の実態を把握するためには、広範囲にわたる地盤沈下量の観測を実施する必要がありますため、本県では、5市1町（大牟田市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、大木町）に水準測量観測点を設置し、60（1985）年から地盤沈下の観測を行っています。

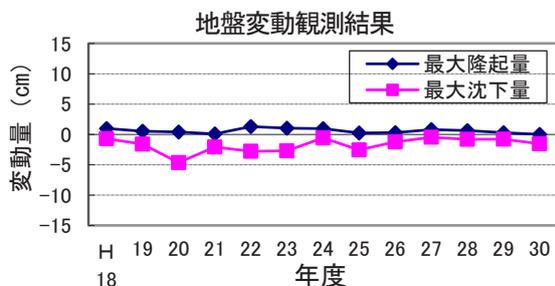
本県で観測された沈下量は、過去最大値で11.8cm/年（62（1987）年2月）、累計沈下量は、最大値で87.1cm（60（1985）年3月～平成31（2019）年2月）に達していますが、近年は一

※沖積層：最後の氷期の最低温期（約2万年前）以後に台地を刻む谷を埋めて堆積した、軟らかで水を含んだ粘土・泥炭などです。

(出典：広辞苑第6版)

部で隆起傾向が見られる地域もあります。

30（2018）年度は、132点の観測を実施しました。30（2018）年2月～31（2019）年2月の単年度の最大沈下量は約1.6cm、最大隆起量は0cmでした。



(2) 地盤沈下対策

筑後平野における地盤沈下の防止と地下水の適正な保全を図り、同地区の実情に応じた総合的な対策を推進するため、国や県などにより、地盤沈下の観測、地下水位や地下水採取量の調査のほか、地盤沈下対策に関連した事業として、地盤沈下に起因して排水不良となった農地等では^{たんすい}湛水防除事業^{*}が実施されています。

また、国は平成3（1991）年3月、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱推進協議会」（事務局：国土交通省水管理・国土保全局）を設置し、地盤沈下防止等のための情報交換を実施しています。

本県では、13（2001）年3月に、「福岡県筑後平野南部地区地盤沈下対策構想」を策定するとともに、庁内に「福岡県筑後平野南部地区地盤沈下・海底陥没対策連絡会」（事務局：農林水産部農村森林整備課）を設置し、対策について協議しています。

4 環境放射線等のモニタリング

【環境保全課】

県内の各地域における放射線量を測定するため、地域ごとに固定型の放射線測定器（モニタリングポスト）を設置し、県内9か所で常時測定を行っています。また、県保健環境研究所（太宰府市）において、ゲルマニウム半導体検出器と呼ばれる放射線の検出装置を使用し、水

道水や大気中から降下してくる雨やちり等に含まれる放射線を測定しています。これらの測定データについては、平成24（2012）年9月に開設した「ふくおか放射線・放射能情報サイト」（URL：<http://houshasen.pref.fukuoka.lg.jp>）で公表しています。

前述の放射能測定に加えて、万が一の事態に備え、本県では国の原子力災害対策指針等に基づき、28（2016）年2月に「緊急時モニタリング計画」及び実施要領を策定しました。この計画に基づき、緊急時には県内23地点に配備している可搬型の放射線測定器（サーベイメータ）を用い直ちに県内全域の放射線量を測定する体制を整備しました。またUPZ内（緊急時防護措置を準備する区域：原子力発電施設からおおむね30km）の7か所に固定式電子線量計を設置するとともに、移動しながら放射線量を測定することができる環境放射線モニタリングカーを導入する等、監視強化に努めています。

ふくおか放射線・放射能情報サイト

(URL：<http://houshasen.pref.fukuoka.lg.jp>)



5 花粉症対策

【林業振興課】

スギ花粉症は国民の3割が罹患しているとも言われており、社会問題となっています。

花粉症対策の一環として、県内では平成21（2009）年度から少花粉スギ苗木の生産が開始され、30（2018）年度には約26万本が生産されました。

^{たんすい}※湛水防除事業：立地条件の変化によって排水不良となった地域にポンプ等の排水施設を設置し、田畑などの冠水被害を未然に防ぐものです。

さらに、28（2016）年度から少花粉スギ苗木の植栽に対する支援強化を実施しています。

6 学校に及ぼす公害の状況と対策

【教育庁教育総務部施設課】

(1) 被害の概況

公害（騒音、大気汚染）の被害・影響を受けている学校は、騒音 143 校（県下公立学校の 11.8%）、大気汚染 0 校（同 0%）です。

学校における公害の被害の状況

（令和元年 5 月 1 日現在）

騒音		学校数
発生源		
航空機		116(7)
自動車等		25
電（列）車等		2
計		143(7)

大気汚染		学校数
発生源		
工場・事業所のばい煙		0
計		0

（ ）内は内数で、県立学校数

(2) 対策

ア 騒音

航空機騒音対策は、国土交通省及び防衛省の騒音防止対策事業として、国の補助により、校舎の改築、騒音防止装置等の整備を行っています。

航空基地等周辺における学校防音改築工事実施状況

（令和元年 5 月 1 日現在）

区分	平成 30 年度までに実施済の学校	今後必要と思われる学校	計
福岡県立	1	0	1
空港市町村立	34	0	34
芦屋県立	2	0	2
基地市町村立	32	1	33
築城県立	4	0	4
基地市町村立	42	0	42
計 県立	7	0	7
市町村立	108	1	109

イ 大気汚染

大気汚染地域における学校の校舎改築及び公害防止工事を国の補助により行っています。

7 畜産経営環境保全の現状と対策

【畜産課】

(1) 畜産経営における環境問題の現況

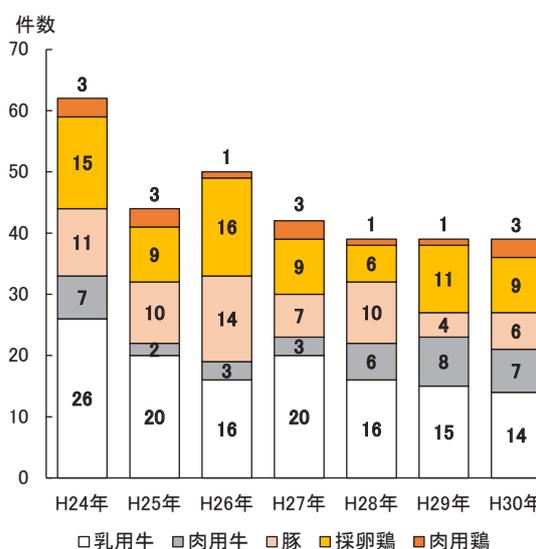
畜産経営においては、飼養規模の拡大や地域における混住化の進行を背景として、家畜排せつ物による悪臭や水質汚濁といった環境問題への関心が高まっていることから、周辺地域と調和した畜産経営の確立が図られています。

本県における平成 30（2018）年度の畜産経営に起因する環境問題（苦情）の発生件数は、前年と同じ 39 件です。

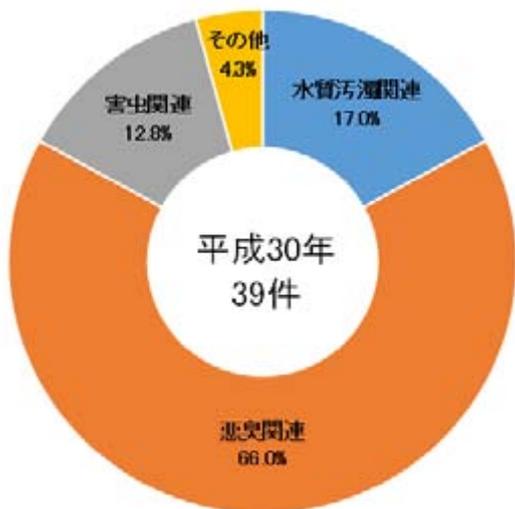
畜種別では、乳用牛 14 件（35.9%）、採卵鶏 9 件（23.1%）、肉用牛 7 件（17.9%）、豚 6 件（15.4%）、肉用鶏 3 件（7.7%）となっています。戸数に対する畜種別の苦情発生割合は、豚が最も高く 14.0%、次いで採卵鶏が 11.7%となっています。

発生原因別では、悪臭関連が 66.0%で最も多く、水質汚濁関連が 17.0%、害虫発生関連が 12.8%となっています。

畜産環境問題発生件数の推移



畜産環境問題の発生原因



(2) 畜産経営における環境保全対策

平成 11 (1999) 年 11 月、家畜排せつ物の野積み、素掘りといった不適切な処理に起因して発生する環境問題に対処するため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、関係者が一体となって畜産環境対策に係る施策を推進してきた結果、法律に基づく管理基準は全ての適用対象農家において遵守される状況となっています。

その一方で、畜産経営の大規模化、地域的偏在に起因して、生産したたい肥を自らの経営内で、あるいは地域内や広域流通により有効利用することが新たな課題となっています。

また、17 (2005) 年 3 月に公表された「環境と調和のとれた農業生産活動規範」において、環境と調和した農業生産活動を実行するための基本的ポイントが示され、家畜排せつ物の利活用の推進に努めることとなっています。

このような状況の中で、本県では「福岡県資源循環型畜産確立基本方針」及び「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」(以下「県計画」という。)を策定し、家畜排せつ物の適切な処理と利用を促進し、畜産経営による環境問題発生の防止、地域社会と調和した畜産経営の確

立及びたい肥の流通促進と有効利用を図るため、次のような対策を講じています。

ア 指導体制の整備

県及び畜産関係団体による畜産経営技術指導推進委員会(畜産経営環境保全部会)を県及び農林事務所段階において開催するとともに、巡回指導、実態調査を行い、環境保全に関する啓発、畜産経営に起因する環境問題の発生防止及び地域からの苦情等への適切な対応を実施しています。

イ 家畜排せつ物処理施設の整備

悪臭・害虫等の環境問題の発生を防止するとともに、家畜排せつ物を農作物の生産に欠かさない良質たい肥として利用する地域資源の循環利用体制を構築するため、県計画に基づき家畜排せつ物処理施設機械の整備を推進しており、これに必要な利用施設機械については、国や県の補助事業や制度資金等を活用した整備を推進しています。

ウ 環境問題防止対策の推進

畜産環境問題の発生防止のため、適正な飼養管理及び家畜排せつ物処理に関する技術指導を行うとともに、適正な飼養規模の遵守等推進を図っています。

また、試験研究機関では、耕種農家のニーズに即したたい肥と液肥の生産・利用に関する研究を行っています。